

# 区民部 事業概要

令和8（2026）年度版

中野区 区民部

〔 利用に当たって 〕

- 1 部門目標～予算概要は、令和8年度（令和8年7月1日現在）の内容となっています。
- 2 各課の事業概要については、原則として令和7年度の予算体系の事務事業単位に、事業の概要等を記載しています。  
なお、事業実績等は、特に本文中に注記がない限り令和7年度のものを記載しています。

# 区民部事業概要目次

## 【令和8年度事業概要】

ページ

|                |   |
|----------------|---|
| 区民部 部門の目標      | 1 |
| 区民部 組織一覧       | 2 |
| 区民部 所管事業所一覧    | 3 |
| 区民部 職員配置       | 4 |
| 区民部 令和8年度予算の概要 | 5 |

## 【令和7年度事業概要実績】

|                 |    |
|-----------------|----|
| 各課の事業概要         |    |
| 1 区民サービス課       | 6  |
| 1 区民総務          | 7  |
| 2 区民相談          | 8  |
| 3 消費生活          | 11 |
| 4 区民サービス企画調整    | 12 |
| 2 戸籍住民課         | 13 |
| 1 戸籍住民管理運営      | 14 |
| 2 戸籍            | 15 |
| 3 住民記録          | 17 |
| 4 地域事務所         | 21 |
| 3 税務課           | 22 |
| 1 税務管理          | 23 |
| 2 課税            | 24 |
| 3 納税            | 25 |
| 4 収納            | 26 |
| 5 諸税            | 27 |
| 4 保険医療課         | 28 |
| 1 国保運営          | 29 |
| 2 資格賦課          | 31 |
| 3 滞納整理          | 34 |
| 4 国保収納          | 35 |
| 5 国保給付          | 36 |
| 6 国民年金          | 39 |
| 7 後期高齢者医療       | 40 |
| 5 産業振興課         | 42 |
| 1 産業総務          | 43 |
| 2 中小企業支援        | 44 |
| 3 商店街支援         | 45 |
| 4 地域経済活性化       | 47 |
| 6 文化振興・多文化共生推進課 | 48 |
| 1 文化振興・多文化共生推進  | 49 |
| 2 文化財           | 51 |
| 3 シティプロモーション    | 57 |

## 令和8年度 区民部の目標

| 区民部長           |                                                                                                                                                                                                                 |                                       |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| ビジョン<br>(目指す姿) | 「つながる はじまる なかの」の実現に資する窓口サービスの向上<br>○「便利になった」「簡単にできた」と実感できる窓口を実現する。<br>○納税者間、被保険者間の公平性を保ち、区の財政健全化と国保制度の持続可能性を確保するための収納対策を強化する。<br>○来庁者におけるオンライン手続困難者、外国人、複数手続者の割合増など、今後の環境変化を見据えた適切、効率的な対応体制を構築する。               |                                       |
| 重点的に取り組む事項     | 項 目                                                                                                                                                                                                             |                                       |
|                | ○窓口手続に係る区民の負担・ストレスの軽減及びホスピタリティの向上と内部業務の効率化                                                                                                                                                                      |                                       |
|                | ○公平・公正性の確保と自主財源確保、国民健康保険制度の維持を目的とした収入率向上                                                                                                                                                                        |                                       |
|                | ○延伸となっている住民情報システム標準化の円滑な運用                                                                                                                                                                                      |                                       |
| 文化・産業振興担当部長    |                                                                                                                                                                                                                 |                                       |
| ビジョン<br>(目指す姿) | 「つながる はじまる なかの」の実現に向け、文化と産業を横断した施策展開により、区民・事業者の関わりや活動が地域の中で広がり、相互につながっていく仕組みが形成されている。<br>その核として、アニメ・コンテンツを生かしたシティプロモーション、ナカペイによる地域内経済循環、中野サンプラザ等を活用した発信と多文化共生の取組が、他部との連携も含めて一体的に進められ、新たな価値とにぎわいが生まれているまちとなっている。 |                                       |
| 重点的に取り組む事項     | 項 目                                                                                                                                                                                                             |                                       |
|                | ○アニメを核とした文化・産業振興及び国際交流を通じた都市ブランド力の強化                                                                                                                                                                            |                                       |
|                | ○ナカペイを活用した地域内経済循環と伴走型中小企業経営支援体制の構築を通じた中小企業の振興                                                                                                                                                                   |                                       |
|                | ○中野サンプラザの壁面等への広告掲出を核とした地域資源の発信強化と、地域に根ざした多文化共生の推進を通じた、交流とにぎわいの創出                                                                                                                                                |                                       |
| 部門に含まれる課、事務事業  | 課 名                                                                                                                                                                                                             | 令和 8 年 度 予 算 体 系 事 務 事 業              |
|                | 区民サービス課                                                                                                                                                                                                         | 区民総務、区民相談、消費生活、区民サービス企画調整             |
|                | 戸籍住民課                                                                                                                                                                                                           | 戸籍住民管理運営、戸籍、住民記録、地域事務所                |
|                | 税務課                                                                                                                                                                                                             | 税務管理、課税、納税、収納、諸税                      |
|                | 保険医療課                                                                                                                                                                                                           | 国保運営、資格賦課、滞納整理、国保収納、国保給付、国民年金、後期高齢者医療 |
|                | 産業振興課                                                                                                                                                                                                           | 産業総務、中小企業支援、商店街支援、地域経済活性化             |
|                | 文化振興・多文化共生推進課                                                                                                                                                                                                   | 文化振興・多文化共生推進、文化財、シティプロモーション           |

※保険医療課は、「中野区組織規則」に基づく組織（係名）

# 区民部組織一覧

令和8年7月1日現在

| 【部】 | 【課】             | 【係】                                                                                                                                                                        |
|-----|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 区民部 | (区民サービス課)       | <ul style="list-style-type: none"> <li>区民サービス企画調整係</li> <li>区民相談係</li> <li>消費生活センター</li> </ul>                                                                             |
|     | (戸籍住民課)         | <ul style="list-style-type: none"> <li>管理運営係</li> <li>戸籍係</li> <li>住民記録係</li> <li>南中野地域事務所</li> <li>東部地域事務所</li> <li>江古田地域事務所</li> <li>野方地域事務所</li> <li>鷺宮地域事務所</li> </ul> |
|     | (税務課)           | <ul style="list-style-type: none"> <li>税務管理係</li> <li>課税係</li> <li>納税係</li> <li>収納係</li> </ul>                                                                             |
|     | (保険医療課)         | <ul style="list-style-type: none"> <li>国保運営係</li> <li>資格賦課係</li> <li>滞納整理係</li> <li>国保収納係</li> <li>国保給付係</li> <li>国民年金係</li> <li>後期高齢者医療係</li> </ul>                       |
|     | (産業振興課)         | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域経済活性化係</li> <li>中小企業支援係</li> <li>商店街支援係</li> </ul>                                                                                |
|     | (文化振興・多文化共生推進課) | <ul style="list-style-type: none"> <li>文化振興・多文化共生推進係</li> <li>シティプロモーション係</li> </ul>                                                                                       |

## 区民部所管事業所一覧

| 所属            | 名称           | 所在地          | 電話番号         | 主な業務                                      |
|---------------|--------------|--------------|--------------|-------------------------------------------|
| 区民サービス課       | 消費生活センター     | 中野四丁目11番19号  | 03-3228-5438 | 消費生活にかかわる相談等及び未然防止啓発                      |
| 戸籍住民課         | 南中野地域事務所     | 弥生町五丁目11番26号 | 03-3382-1457 | 各種証明書発行、住民異動、マイナンバーカード関連、納税・納付、福祉関係の申請受付等 |
|               | 東部地域事務所      | 中央二丁目18番21号  | 03-3363-0752 |                                           |
|               | 江古田地域事務所     | 江原町二丁目3番15号  | 03-3954-6812 |                                           |
|               | 野方地域事務所      | 野方五丁目3番1号    | 03-3330-4201 |                                           |
|               | 鷺宮地域事務所      | 鷺宮三丁目22番5号   | 03-3330-4112 |                                           |
| 産業振興課         | 産業振興センター     | 中野二丁目13番14号  | 03-3380-6946 | 経営者・創業者向け講座の開催、経営・創業相談、施設の貸出等             |
| 文化振興・多文化共生推進課 | 野方区民ホール      | 野方五丁目3番1号    | 03-3310-3861 | 文化活動や学習活動に関する講演の実施、ホールの貸出等                |
|               | もみじ山文化センター   | 中野二丁目9番7号    | 03-5340-5000 |                                           |
|               | もみじ山文化センター西館 |              |              |                                           |
|               | なかの芸能小劇場     | 中野五丁目68番7号   | 03-5380-0931 |                                           |
|               | 歴史民俗資料館      | 江古田四丁目3番4号   | 03-3319-9221 | 区の歴史、民俗等に関する資料および考古資料の収集・展示、各種講座の実施等      |

# 区民部現員表（令和8年度）

令和8年7月1日現在

|       |              | 部長 | 課長 | 係長 | 主査 | 担当者 | 合計  | 備考               |
|-------|--------------|----|----|----|----|-----|-----|------------------|
|       |              |    |    |    |    |     |     |                  |
| 区民部合計 |              | 2  | 6  | 42 | 14 | 234 | 298 |                  |
|       | 区民サービス       |    | 1  | 3  | 1  | 12  | 17  |                  |
|       | 区民サービス企画調整   |    |    | 2  |    | 6   | 8   |                  |
|       | 区民相談         |    |    | 1  | 1  | 3   | 5   | 再任用フルタイム1名・短時間1名 |
|       | 消費生活センター     |    |    |    |    | 3   | 3   | 再任用短時間1名         |
|       | 戸籍住民         |    | 1  | 12 | 8  | 75  | 96  |                  |
|       | 管理運営         |    |    | 1  | 1  | 7   | 9   | 再任用短時間1名         |
|       | 戸籍           |    |    | 2  | 2  | 20  | 24  | 再任用短時間1名         |
|       | 住民記録         |    |    | 4  | 4  | 25  | 33  | 再任用フルタイム1名       |
|       | 南中野地域事務所     |    |    | 1  |    | 5   | 6   | 再任用フルタイム1名・短時間1名 |
|       | 東部地域事務所      |    |    | 1  | 1  | 4   | 6   | 再任用フルタイム1名・短時間1名 |
|       | 江古田地域事務所     |    |    | 1  |    | 4   | 5   |                  |
|       | 野方地域事務所      |    |    | 1  |    | 5   | 6   | 再任用フルタイム1名       |
|       | 鷺宮地域事務所      |    |    | 1  |    | 5   | 6   | 再任用フルタイム1名・短時間1名 |
|       | 税務           |    | 1  | 14 | 2  | 58  | 75  |                  |
|       | 税務管理         |    |    | 3  | 2  | 5   | 10  |                  |
|       | 課税           |    |    | 5  |    | 25  | 30  |                  |
|       | 納税           |    |    | 5  |    | 21  | 26  | 再任用フルタイム1名       |
|       | 収納           |    |    | 1  |    | 7   | 8   |                  |
|       | 保険医療         |    | 1  | 7  | 3  | 63  | 74  | 派遣2名             |
|       | 国保運営         |    |    | 1  |    | 6   | 7   |                  |
|       | 資格賦課         |    |    | 1  |    | 14  | 15  | 再任用フルタイム1名       |
|       | 滞納整理         |    |    | 1  | 1  | 8   | 10  |                  |
|       | 国保収納         |    |    | 1  | 1  | 8   | 10  |                  |
|       | 国保給付         |    |    | 1  |    | 12  | 13  | 再任用フルタイム1名       |
|       | 国民年金         |    |    | 1  |    | 7   | 8   |                  |
|       | 後期高齢者医療      |    |    | 1  | 1  | 8   | 10  | 再任用短時間1名         |
|       | 産業振興         |    | 1  | 3  |    | 12  | 16  | 研修派遣1名           |
|       | 地域経済活性化      |    |    | 1  |    | 3   | 4   |                  |
|       | 中小企業支援       |    |    | 1  |    | 5   | 6   |                  |
|       | 商店街支援        |    |    | 1  |    | 4   | 5   |                  |
|       | 文化振興・多文化共生推進 |    | 1  | 3  |    | 14  | 18  |                  |
|       | 文化振興・多文化共生推進 |    |    | 2  |    | 9   | 11  |                  |
|       | シティプロモーション   |    |    | 1  |    | 5   | 6   |                  |

※上記職員数には、区外部への派遣職員3名を含まない。

※再任用フルタイム及び再任用短時間は内数。

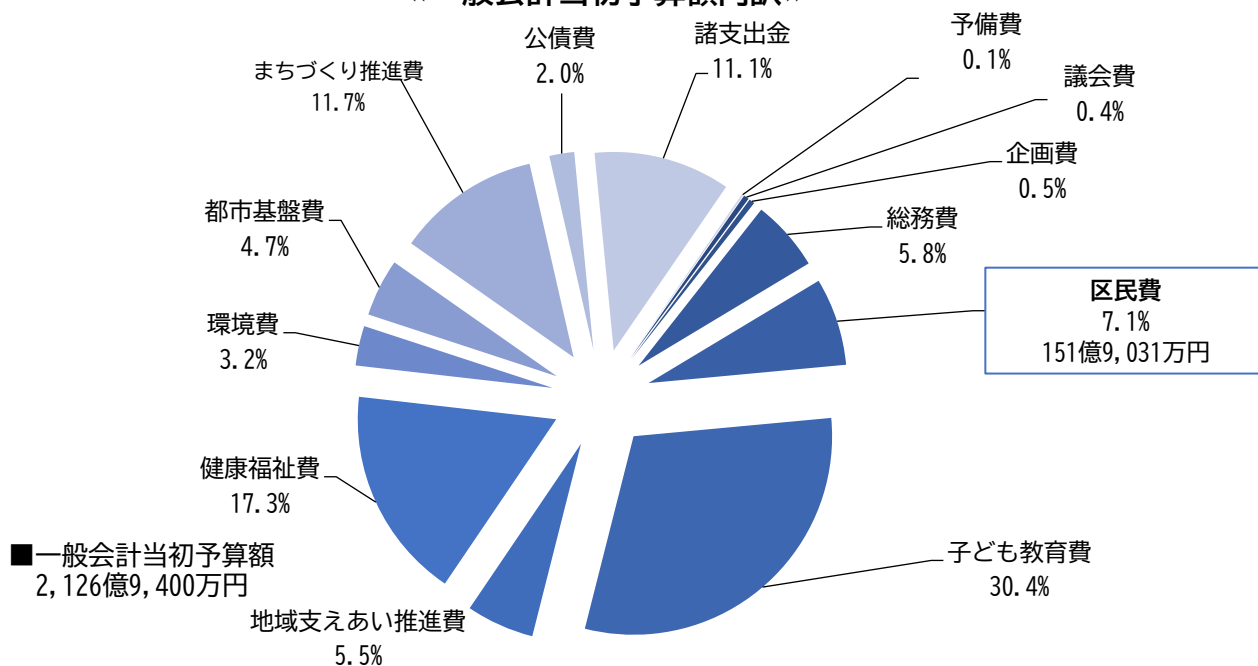
※区民相談係長は、消費生活センター所長兼務。

## 令和8年度 予算の概要

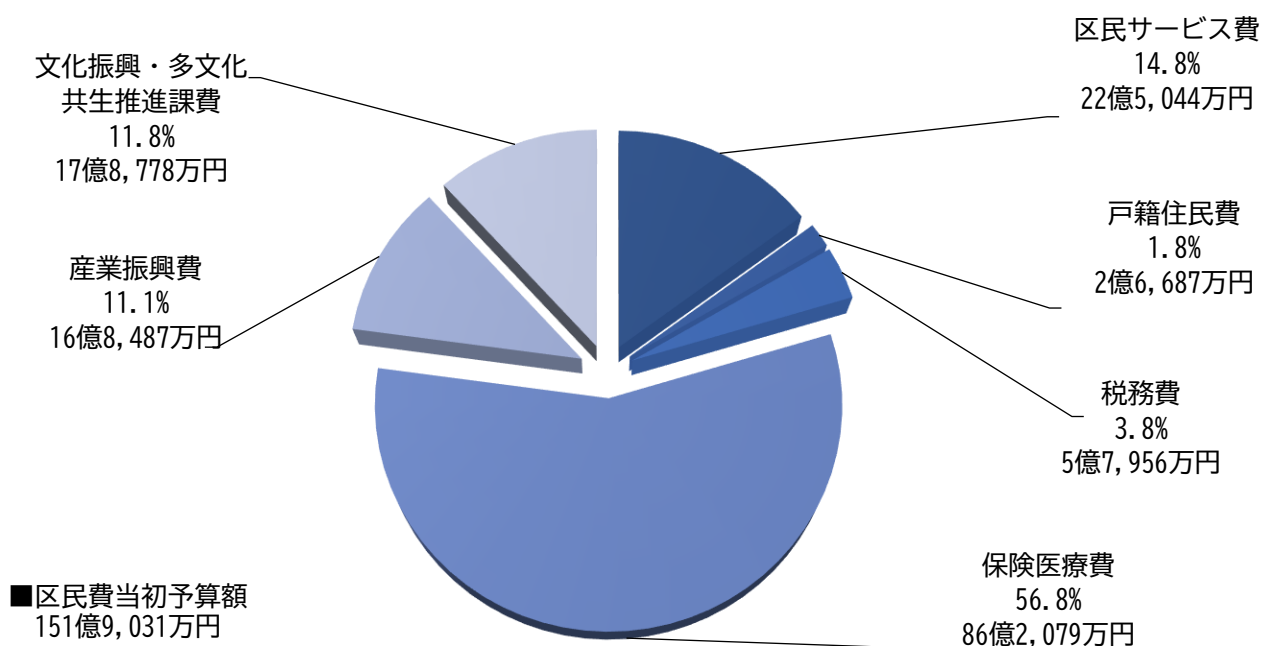
(単位：千円, %)

| 会 計 区 分      | 令和8年度<br>当初予算 | 令和7年度<br>当初予算 | 比較         |        |
|--------------|---------------|---------------|------------|--------|
|              |               |               | 金額         | 増減率    |
| 一 般 会 計      | 212,694,000   | 194,996,000   | 17,698,000 | 9.1    |
| 用 地 特 別 会 計  | 495,000       | 1,150,000     | △ 655,000  | △ 57.0 |
| 国民健康保険事業特別会計 | 34,667,000    | 35,661,000    | △ 994,000  | △ 2.8  |
| 後期高齢者医療特別会計  | 9,148,000     | 8,302,000     | 846,000    | 10.2   |
| 介護保険特別会計     | 26,667,000    | 25,845,000    | 822,000    | 3.2    |
| 合 計          | 283,671,000   | 265,954,000   | 17,717,000 | 6.7    |

### 《一般会計当初予算額内訳》



### 《一般会計区民費予算額内訳》



## 1 区民サービス課

### 1 課の概要

区民サービス課は、予算体系上、区民総務、区民相談、消費生活、区民サービス企画調整を所管している。

区民総務は、主に部内各課が部の主要課題や新たな重要課題に戦略的に取り組めるよう、部のマネジメントを行っている。区民相談は専門相談、外国人相談、おくやみ窓口を行っている。消費生活では、区民の消費生活に関する苦情・相談に対し、消費生活相談員が助言やあっせんを行っている。区民サービス企画調整は、総合案内及びフロア案内、区民サービスに係るシステムの運営を行っている。

### 2 関係法規

#### (1) 区民総務

#### (2) 区民相談

中野区専門相談実施要綱

中野区外国人相談事業実施要綱

中野区外国人相談員設置要綱

#### (3) 消費生活

消費者基本法、消費者安全法、消費者教育の推進に関する法律

中野区消費生活センター条例、中野区消費生活センター条例施行規則

中野区消費生活相談員設置要綱、消費者講座講師派遣事業実施要綱

電気用品安全法、家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法、ガス事業法

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、計量法

#### (4) 区民サービス企画調整

**(事業の概要)****1 事業の目的**

- (1) 部内各課が主要課題や新たな重要課題に適切に対応できるよう、財源や人員等の経営資源の配分を行う。
- (2) 部の主要課題や多様化・高度化する課題に重点的かつ戦略的に取り組み、課題を解決できるスキルを持った職員を育成する。

**2 事業の内容**

- (1) 部全体の事業を見直し、業務にかかるコストを抑制する一方、必要とされる区民サービスを充実していくため、効果的、効率的な部門経営を行う。
- (2) 多様化・高度化する課題に対応できる高度な職務能力を持つ人材を育成するため、部内研修を実施する。

**3 事業の実績**

- (1) 部課長会の開催（令和7年度 24回実施）

- (2) 部内研修実績

- ① 接遇研修（令和7年6月16日実施、受講人数17名）

対象者 部内新規採用職員

研修目的 職員の接遇力を向上させ、接客対応が原因となるトラブルを未然に防ぐと共に、区民へ好印象を与え、区民の信頼を得る。

- ② 事業概要研修（令和7年7月11日実施、受講人数21名）

対象者 部内新規採用職員及び転入職員等希望する職員

研修目的 部内各課の業務について幅広く学んでもらい、普段の仕事に役立てるほか、今後のキャリア形成の参考にしてもらう。

**(事業の概要)****1 事業の目的****(1) 区民相談、専門相談**

区民が生活上の様々な問題を解決するために、気軽に利用できる各種専門相談を実施する。

**(2) 外国人相談**

外国人相談員を配置し、外国人住民が地域において安心して暮らすことができるよう、区役所内外の関係機関を案内し、支援につなげる。

**(3) おくやみ窓口**

「なかのスマート窓口」における“ホスピタリティサービス”（区民満足度向上に資する人的サービス等）の位置づけとして、ご家族等が亡くなられた際の、区役所内のおくやみに関する手続きについて、一括して受付・案内を行い遺族等の負担や不安の軽減を図る。

**2 事業の内容****(1) 区民相談、法律相談等各種専門相談の実施****(2) 外国人相談窓口を令和6年5月より庁舎4階にて実施**

特設窓口の実施

多言語情報誌の発行

**(3) おくやみ窓口の運営及びおくやみガイドブックの発行****3 事業の実績****(1) 区民相談、専門相談****① 実施方法**

区民の方々の日常生活における様々な問題について相談に応じるため、区民相談として相談機関や手続先の案内等を実施した。

専門相談については、予約制の無料相談として、法律相談や不動産相談など各種専門相談を実施した。また、相談利用者の利便性向上を図るため、令和8年2月から予約受付方法にWeb予約を導入した。さらに、税務相談については、令和8年度から1回当たりの予約枠を6枠から12枠に拡充した。

**② 事業実績**

別紙（区民相談・各種専門相談実績一覧）のとおり

**(2) 外国人相談窓口****① 実施方法**

専門相談員が常駐し、日々の生活に関する相談を多言語で受け付けるとともに、区役所内外の関係機関を案内し、適切な支援につなげる相談事業を実施した。

相談窓口については、1階（ナカニワ）にて特設窓口を開設していたが、令和7年7月からは多くの外国人が利用する区役所2階へ移設し、実施回数を月1回から週1回に拡充した。また、月1回、行政書士等と連携した相談会を実施し、より専門的な相談にも対応できる体制としている。

さらに、地域の外国人住民に向けて、行政情報や生活に役立つ情報を掲載した多言語情報誌を発行し、外国人相談窓口の周知及び情報提供を実施した。

**② 事業実績**

令和7年度外国人相談窓口相談件数

|                  |       |
|------------------|-------|
| 窓 口              | 653 件 |
| (内ナカニワ相談会 177 件) |       |
| 電 話              | 199 件 |
| 合 計              | 852 件 |

### (3) おくやみ窓口

#### ① 実施方法

中野区に住民登録がある方が亡くなられた場合に、ご遺族等から事前予約を受け付け、区役所内の必要な手続きをまとめて案内する。おくやみ窓口担当者が来庁前に区役所内の各関係課へ必要な手続きの有無を照会し、その結果を基に手続き内容の説明、受付及び案内を一括して実施した。

また、相続手続き等に関する様々な相談に応じるとともに、適切な相談先や手続き先の案内を実施した。

#### ② 事業実績

令和7年度おくやみ窓口対応件数

|     |         |
|-----|---------|
| 窓 口 | 1,007 件 |
| 電 話 | 466 件   |
| 合 計 | 1,473 件 |

## 別紙

## 区民相談・各種専門相談実績一覧

(単位：件)

| 相談名               | 相談日                   | 相談内容等                                                         | 相談員              | 開設年度     | 令和<br>5年度 | 令和<br>6年度 | 令和<br>7年度 |
|-------------------|-----------------------|---------------------------------------------------------------|------------------|----------|-----------|-----------|-----------|
| 区民相談              | 区役所開庁<br>日            | 手続きや相談先の案内                                                    | 区職員              | 平成23年4月  | 3,750     | 2,869     | 2,735     |
| 法律                | 月、水曜日<br>第3日曜日        | 金銭貸借、遺産相続、<br>土地、家屋など日常生活<br>における法律的事項に<br>関すること              | 弁護士              | 昭和22年11月 | 1,058     | 1,001     | 963       |
| 不動産               | 第1金曜日、<br>第3・4火曜<br>日 | 土地建物の賃貸借、更<br>新、売買などに関する<br>こと                                | 宅地建物取引<br>士      | 昭和58年4月  | 119       | 107       | 116       |
| 税務                | 第1火曜日                 | 相続税、贈与税、所得<br>税、事業税などに関す<br>ること                               | 税理士              | 昭和47年4月  | 65        | 65        | 59        |
| 登記・境<br>界         | 第2火曜日                 | 建物表示登記、土地分<br>筆、測量、不動産や法<br>人の登記に関すること                        | 司法書士、土<br>地家屋調査士 | 昭和63年5月  | 63        | 58        | 61        |
| 社会保<br>険・<br>労務管理 | 第3金曜日                 | 年金、健康保険、雇用<br>保険、労災保険などに<br>関すること                             | 社会保険労務<br>士      | 平成11年8月  | 41        | 38        | 27        |
| 暮らしの<br>手続と書<br>類 | 第3金曜日                 | 契約書、内容証明書、<br>相続、遺言等行政手続<br>きに関すること                           | 行政書士             | 平成7年1月   | 27        | 31        | 49        |
| 相続登記<br>手続        | 第4木曜日                 | 不動産の相続登記手続<br>きに関すること                                         | 司法書士             | 令和4年7月   | 115       | 128       | 114       |
| 行政                | 第4金曜日                 | 国の仕事や国から監督<br>を受けている国の外郭<br>団体、都、区の仕事に<br>ついての要望、苦情に<br>関すること | 行政相談委員           | 昭和44年10月 | 5         | 7         | 7         |
| 人権擁護<br>(※1)      | 第1火曜日                 | いじめやことばによる<br>暴力、差別、いやがら<br>せなど人権侵害に関す<br>ること                 | 人権擁護委員           | 昭和43年10月 | 5         | 企画部<br>移管 | 企画部<br>移管 |

※1 令和6年度より、企画部企画課に所管変更している。

**(事業の概要)****1 事業の目的**

区民の消費生活に関わる苦情・相談に対し、適切な助言やあつせんを行い、消費者被害の回復、未然防止を図るとともに、消費者の自立を支援する。

**2 事業の内容****(1) 消費生活相談**

専門相談員を配置し、消費生活に関する相談に対応する。また、啓発のための出前講座を実施する。

**(2) 高齢者悪質商法被害防止情報連絡体制**

高齢者の悪質商法による被害の未然防止、早期救済を図るため、関係団体・機関と情報連絡体制をとっている。(発足：平成18年9月)

関係団体・機関

町会・自治会、民生・児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、訪問介護事業者

**(3) 消費生活情報の収集・提供****(4) 適正表示等の推進**

- ① 計量器事前調査
- ② 電気用品安全法に係る立入検査
- ③ 家庭用品品質表示法に係る立入検査
- ④ 消費生活用製品安全法に係る立入検査
- ⑤ ガス事業法に係る立入検査
- ⑥ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る立入検査

**3 事業の実績****(1) 消費生活相談**

事業実績

| 相談件数 (単位：件) |       |       |       |
|-------------|-------|-------|-------|
|             | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| 件数          | 2,970 | 2,792 | 3,185 |

| 出前講座等回数 (単位：回) |       |       |       |
|----------------|-------|-------|-------|
|                | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| 件数             | 11    | 6     | 7     |

**(2) 高齢者悪質商法被害防止情報連絡体制**

事業実績

- ① 連絡件数 27 件
- ② 情報特急便 月1回発行 年間7,440部

**(3) 消費生活情報の収集・提供**

事業実績

- ① 消費者講座 消費生活に係る各種講座を開催（6回実施）
- ② 啓発チラシの発行 「消費者相談の現場から」（月1回発行 年間18,000部）
- ③ 消費者団体活動支援 消費生活展の開催、講習会への講師派遣

**(事業の概要)****1 事業の目的**

新庁舎において「なかのスマート窓口」（4つの「ない」（迷わない、待たない、動かない、書かない）+1（プラスワン）（行かない））を展開し、区民の利便性を高めたサービスを提供する。

**2 事業の内容**

- (1) 来庁者が迷うことなく目的の窓口で円滑に手続きができるようにするための全庁共通発券機システム及び全庁共通フロア案内人（以下「フロアマネージャー」という。）の運用に係る調整
- (2) クレジットカードや電子マネー等によるキャッシュレス決済を可能とするセミセルフレジや、職員を介さずに複数の納付を一度に行うことができるフルセルフレジの運用に係る調整
- (3) マイナンバーカード等を読み取り、それらに記録された情報を申請書等に出力して印刷することができる申請書作成支援システムの運用調整
- (4) 外国人や声の聞き取りに不安のある方が、窓口でよりスムーズにコミュニケーションを取ることができる翻訳タブレット用透明ディスプレイの導入及び運用に係る調整
- (5) 耳の聞こえに不安のある方が、窓口でよりスムーズにコミュニケーションを取ることができる軟骨伝導イヤホンの導入及び運用に係る調整
- (6) 上記のほか、窓口サービスの向上に資する取組に係る検討及び調整

**3 事業の実績****(1) フロアマネージャー業務実績**

| 配置場所 | 基本ポスト | 受付件数       |
|------|-------|------------|
| 総合案内 | 2ポスト  | 延 75,278 件 |
| 2 階  | 4     | 429,579    |
| 3 階  | 3     | 60,902     |
| 4 階  | 1     | 62,299     |
| 7 階  | 1     | 5,422      |
| 8 階  | 1     | 12,247     |
| 9 階  | 1     | 34,347     |
| 合計   | 13    | 680,074    |

(2) 翻訳タブレット用透明ディスプレイの導入（4台）（令和7年7月）

(3) 軟骨伝導イヤホンの導入（5台）（令和7年5月）

## 2 戸籍住民課

### 1 課の概要

戸籍住民課は、住民の社会生活の基盤となる住民基本台帳及び戸籍に関する登録・管理並びに各種証明書の発行を行う部署であり、戸籍住民管理運営、戸籍、住民記録及び地域事務所の各担当で構成されている。

### 2 関係法規

#### (1) 戸籍住民管理運営

#### (2) 戸籍

民法、戸籍法、同法施行規則、戸籍事務取扱準則、家事事件手続法、人事訴訟法の適用に関する通則法、国籍法、各外国法

人口動態調査令、死産の届出に関する規程、墓地・埋葬等に関する法律、相続税法、住民基本台帳法、同法施行令、地方公共団体の手数料の標準に関する政令

#### (3) 住民記録

住民基本台帳法、同法施行令、国民健康保険法、国民年金法、介護保険法

中野区印鑑条例、同条例施行規則、住居表示に関する法律、同法施行令

住居表示に関する条例、同条例施行規則、中野区住居表示に係る補助番号の付定に関する要綱

道路運送車両法、地方公共団体の手数料の標準に関する政令、地方税法

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律

認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準

#### (4) 地域事務所

中野区地域事務所設置条例、中野区地域事務所処務規程

### 3 課数値資料

中野区の人口、世帯数 (令和8年3月末)

| 世帯      | 人口(人)   | 男(人)    | 女(人)    |
|---------|---------|---------|---------|
| 221,814 | 344,388 | 174,106 | 170,282 |

中野区の本籍数等 (令和8年3月末)

| 戸籍数(戸籍) | 戸籍人口(人) |
|---------|---------|
| 141,939 | 318,157 |

※外国人住民含む

主な事業実績 (令和7年度)

(単位：件)

|       | 出生届   | 死亡届   | 婚姻届   | 離婚届 | 転籍届   | その他戸籍届 | 転入届    | 転出届    | 転居届   | 世帯変更届 |
|-------|-------|-------|-------|-----|-------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 区役所   | 3,164 | 5,069 | 4,560 | 898 | 1,243 | 1,724  | 26,516 | 15,844 | 5,342 | 3,288 |
| 地域事務所 | 231   | 499   | —     | —   | —     | —      | 7,514  | 3,225  | 1,469 | 381   |
| 電子申請  | —     | —     | —     | —   | —     | —      | —      | 9,321  | —     | —     |
| 計     | 3,395 | 5,568 | 4,560 | 898 | 1,243 | 1,724  | 34,030 | 28,390 | 6,811 | 3,669 |

|        | 住民票の写し等 | 印鑑登録証明書 | 戸籍謄抄本等  | 課税・納税証明書 | その他の証明 | 印鑑登録   | 印鑑廃止  | 新築届受理 | マイナンバーカード交付 | 電子証明書発行※ |
|--------|---------|---------|---------|----------|--------|--------|-------|-------|-------------|----------|
| 区役所    | 126,079 | 23,862  | 96,595  | 31,798   | 3,822  | 10,361 | 1,312 | 212   | 54,740      | 108,140  |
| 地域事務所  | 28,081  | 14,945  | 9,050   | 11,257   | 14     | 3,966  | 598   | —     | 9,069       | 25,608   |
| コンビニ交付 | 92,674  | 42,591  | 13,877  | 19,640   | —      | —      | —     | —     | —           | —        |
| 電子申請   | 181     | 23      | 550     | 1,334    | 30     | —      | 11    | 609   | —           | —        |
| 計      | 247,015 | 81,421  | 120,072 | 64,029   | 3,866  | 14,327 | 1,921 | 821   | 63,809      | 133,748  |

※カード交付同時含む。

## (事業の概要)

## 1 事業の目的

効率的で利便性の高い窓口サービスの調整・改善を行う。  
利用しやすい窓口にするための窓口環境を整備する。

## 2 事業の内容

利用しやすい窓口環境の整備・改善  
地域事務所間及び課内の運営支援と調整  
各種統計の処理・報告  
予決算事務、契約事務等の庶務  
区報、ホームページ等での広報

## 3 事業の実績

地域事務所運営支援  
窓口環境の整備

## 4 証明書自動交付（コンビニ交付）システム運用

## (1) 事業の目的

マイナンバーカードを利用して、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本、戸籍の附票の写し及び課税・納税証明書をコンビニエンスストアで取得できるサービスを実施し、区民の利便性の向上を図る。

## (2) 事業の内容

マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアで証明書を取得することができる。サービス提供時間は年末年始、システムのメンテナンス等を除く毎日午前6時30分から午後11時まで。戸籍謄抄本等、課税・納税証明書のコンビニ交付は令和3年1月18日より開始。スマートフォンを利用した申請は令和5年12月から開始。令和7～9年の各年3月・4月に限り、住民票の写し、印鑑登録証明書及び税証明書の交付手数料を1通300円から10円に減額する。

## (3) 事業の実績

コンビニエンスストアでの証明書自動交付による証明書発行件数

(単位：枚)

| 年度    | 住民票の写し | 印鑑登録証明書 | 課税・納税証明書 | 戸籍謄抄本  | 戸籍附票の写し | 合計      |
|-------|--------|---------|----------|--------|---------|---------|
| 令和5年度 | 73,369 | 34,261  | 11,548   | 17,622 | 1,269   | 138,069 |
| 令和6年度 | 81,813 | 38,945  | 15,373   | 16,359 | 1,389   | 153,879 |
| 令和7年度 | 91,235 | 42,591  | 19,640   | 13,877 | 1,439   | 168,782 |

**(事業の概要)****1 事業の目的**

- (1) 戸籍法に基づき、戸籍に係る各種届出の受理・戸籍の編製及び附帯事務を行い、戸籍情報の適正な管理と保護を図る。
- (2) 住民基本台帳法に基づき、戸籍附票に係る整備を行い、戸籍附票情報の適正な管理と保護を図る。
- (3) 戸籍法等に基づき、戸籍謄抄本等を交付する。区民の利便性向上を図るため、執務時間内の窓口交付のほか、郵送交付、電子申請及び窓口受付時間の延長（毎週火曜日・午後8時まで）、原則毎週日曜日の休日開庁（午前9時から午後4時まで）等、多様な方法で利用しやすい証明書等の交付サービスを実施する。

**2 事業の内容**

- (1) 戸籍に係る各種届出の受理、編製及び附帯事務、戸籍届出に関する証明書の申請受付
- (2) 火葬及び改葬許可
- (3) 人口動態調査
- (4) 民刑事務
- (5) 戸籍附票の作成・整備
- (6) 戸籍情報総合システム、戸籍コンビニ交付システムの管理運営
- (7) 戸籍に係る各種証明の受付、作成及び交付
- (8) 戸籍に関する証明の電送

**3 事業の実績**

## 戸籍数及び戸籍人口

| 年 度    | 戸籍数（戸籍） | 戸籍人口（人） |
|--------|---------|---------|
| 令和5年度末 | 142,636 | 321,054 |
| 令和6年度末 | 142,154 | 319,385 |
| 令和7年度末 | 141,939 | 318,157 |

## 戸籍届受理・他市区町村からの送付・通知（単位：件）

| 年 度   | 出生    | 婚姻    | 離婚  | 死亡    | 転籍    | その他   |
|-------|-------|-------|-----|-------|-------|-------|
| 令和5年度 | 3,432 | 4,004 | 882 | 5,355 | 1,471 | 1,608 |
| 令和6年度 | 3,478 | 4,204 | 896 | 5,829 | 1,247 | 1,564 |
| 令和7年度 | 3,395 | 4,560 | 898 | 5,568 | 1,243 | 1,724 |

※出生・死亡については、地域事務所受付分を含む。

戸籍謄抄本等申請実績

| 年 度   | 窓口     | 郵送          | 電子申請 | 合計      |
|-------|--------|-------------|------|---------|
| 令和5年度 | 63,227 | 47,247      | 43   | 110,517 |
| 令和6年度 | 67,084 | 35,739(332) | 270  | 103,093 |
| 令和7年度 | 64,711 | 31,884(720) | 550  | 97,145  |

※( )は、LoGoフォームによるキャッシュレス決済再掲(令和6年9月開始)

| 年 度   | 時間延長窓口での申請数 | 休日開庁窓口での申請数 |
|-------|-------------|-------------|
| 令和5年度 | 1,068       | 1,904       |
| 令和6年度 | 614         | 1,159       |
| 令和7年度 | 450         | 966         |

証明書広域交付実績(令和6年3月開始)

| 年 度   | 広域戸籍全部事項証明 | 広域除籍全部事項証明 | 広域除籍・改製原戸籍謄本 | 合計     |
|-------|------------|------------|--------------|--------|
| 令和5年度 | 615( 0)    | 103        | 831          | 1,549  |
| 令和6年度 | 9,068( 0)  | 1,685      | 13,880       | 24,633 |
| 令和7年度 | 9,553(43)  | 1,951      | 15,934       | 27,438 |

※( )は、戸籍電子証明書提供用識別符号交付件数再掲

【主な取組み】

戸籍及び住民票等への氏名の振り仮名記載の法制化(令和7年5月26日施行)に伴うシステムの改修、届出の受理等を行った。

**(事業の概要)****1 住民記録事務****(1) 事業の目的**

- ① 住民基本台帳法に基づき、住民基本台帳等に係る各種届出を受理し、住民情報の正確な記録及び附帯事務を行う。また、執務時間内の届出受理のほか、窓口受付時間の延長（毎週火曜日・午後8時まで）、原則毎週日曜日の休日開庁（午前9時から午後4時まで）を実施し、区民の利便性の向上を図る。
- ② 中野区印鑑条例に基づき、印鑑の登録及び証明について公正な運用と住民の権利の保護を図る。
- ③ 住居表示に関する法律、同法施行令、住居表示に関する条例、同条例施行規則に基づき、建物の新築、建替え時の新築届を受理、住居番号を確定し、正確な住居表示台帳を整備する。
- ④ 住民基本台帳法・中野区印鑑条例等に基づき、住民票の写し・印鑑登録証明書等を交付する。区民の利便性向上を図るため、執務時間内の窓口交付のほか、郵送交付、電子申請及び窓口受付時間の延長（毎週火曜日・午後8時まで）、原則毎週日曜日の休日開庁（午前9時から午後4時まで）、電話予約による夜間・休日交付およびコンビニ交付等、多様な方法で利用しやすい証明書等の交付サービスを実施する。
- ⑤ 住民に関する記録を正確かつ統一的に行う住民基本台帳の制度のもとで、住民に関する記録の適正な管理・運用を行い、住民の利益を増進するとともに行政の合理化を図るために、住民基本台帳ネットワークシステムを運用する。

**(2) 事業の内容****① 住民基本台帳事務**

- ア 転入・転出・転居及び世帯変更届の受理及び住民票への記載等
- イ 外国人の在留カード等への記載、通称名の記載・変更、特別永住者管理等
- ウ 住所の異動に伴う国民健康保険等の手続き
- エ 学齢児童生徒の就学通知及び転入学の受付等

**② 印鑑登録事務**

区民の印鑑登録に係る届出を受理し、印鑑登録証の交付、印鑑登録原票の保管等付帯事務

**③ 住居表示事務**

- ア 住居番号及び補助番号の届出受理に関する事務
- イ 街区の管理及び街区表示板の維持に関する事務
- ウ 新旧住所の照会に関する事務
- エ 住居表示管理システムの運用管理

**④ 証明事務**

- ア 住民基本台帳、印鑑登録に係る各種証明の受付、作成及び交付に関すること
- イ 住民基本台帳の閲覧に関すること
- ウ 自動車臨時運行の許可に関すること
- エ 特別区民税・都民税及び軽自動車税の証明の受付、作成及び交付に関すること
- オ 飼育犬の登録に関すること
- カ 住民基本台帳の閲覧制限等支援措置事務

**⑤ 住民基本台帳ネットワークシステムの運用管理**

### (3) 事業の実績

住民基本台帳世帯及び人口（外国人住民含む）

| 年 度    | 世帯（世帯）  | 人口（人）   | 男（人）    | 女（人）    |
|--------|---------|---------|---------|---------|
| 令和5年度末 | 215,111 | 338,800 | 171,140 | 167,660 |
| 令和6年度末 | 218,989 | 342,165 | 173,135 | 169,030 |
| 令和7年度末 | 221,814 | 344,388 | 174,106 | 170,282 |

#### ① 住民基本台帳事務

（単位：件）

| 年 度   | 転入届           | 転出届           | 転居届        | 世帯変更届      |
|-------|---------------|---------------|------------|------------|
| 令和5年度 | 26,757(3,800) | 22,212(1,876) | 5,672(848) | 3,161(180) |
| 令和6年度 | 26,740(2,420) | 23,894(1,094) | 5,381(542) | 3,274( 90) |
| 令和7年度 | 26,516(2,138) | 25,165( 813)  | 5,342(441) | 3,288(106) |

※（ ）は、時間延長窓口分・日曜開庁分再掲

#### 【転入届の特例】

マイナンバーカード所有者は、住民基本台帳ネットワークシステムを利用して、「転入届の特例」として転出証明書の交付を受けることなく、転入・転出の手続きをすることができる。なお、住民基本台帳カードは令和7年12月に終了した。

#### 【引越しワンストップサービス】 令和5年2月6日開始

引越しワンストップサービスとは、マイナンバーカード所有者がマイナポータルを利用し、オンラインで転出届の提出および転入（転居）時の来庁予約を行うことができるサービスである。本サービスを利用することで、転出元区市町村への来庁は原則不要となる。ただし、転入先区市町村における転入（転居）手続きについては、窓口での手続きが必要である。

利用実績

転入届の特例

| 年 度   | 特例転入   | 特例転出   |
|-------|--------|--------|
| 令和5年度 | 8,041  | 10,811 |
| 令和6年度 | 13,794 | 12,657 |
| 令和7年度 | 16,437 | 14,567 |

引越しワンストップサービス

| 年 度   | 転入届   | 転出届   | 転居届 |
|-------|-------|-------|-----|
| 令和5年度 | 5,896 | 5,255 | 124 |
| 令和6年度 | 7,753 | 7,283 | 251 |
| 令和7年度 | 9,779 | 9,321 | 403 |

※引越しワンストップサービスの件数を含む。

#### ② 印鑑登録事務

| 年 度   | 登録申請          | 登録廃止       |
|-------|---------------|------------|
| 令和5年度 | 10,534(1,282) | 1,415(123) |
| 令和6年度 | 10,442( 853)  | 1,391( 79) |
| 令和7年度 | 10,361( 631)  | 1,323( 32) |

| 年 度    | 印鑑登録総数  |
|--------|---------|
| 令和5年度末 | 120,839 |
| 令和6年度末 | 121,097 |
| 令和7年度末 | 121,592 |

※（ ）は、時間延長窓口分再掲

#### ③ 住居表示事務

| 年 度   | 新築届受理 | 補助番号申請 |
|-------|-------|--------|
| 令和5年度 | 929   | 2      |
| 令和6年度 | 824   | 12     |
| 令和7年度 | 821   | 10     |

#### ④ 証明事務

##### 証明書窓口申請実績

| 年 度   | 住民票の写し等証明書 | 印鑑登録証<br>印鑑証明書 | 課税・納税<br>証明書 | 住民票の写し<br>の広域交付 | 自動車臨時<br>運行許可 | その他   | 合計      |
|-------|------------|----------------|--------------|-----------------|---------------|-------|---------|
| 令和5年度 | 95,570     | 40,367         | 30,431       | 344             | 417           | 3,557 | 170,686 |
| 令和6年度 | 86,631     | 37,447         | 30,870       | 438             | 474           | 3,085 | 158,945 |
| 令和7年度 | 78,037     | 34,223         | 30,856       | 363             | 442           | 3,187 | 147,108 |

| 年 度   | 時間延長窓口での申請数 |          |     |     |       | 休日開庁窓口での申請数 |          |     |     |       |
|-------|-------------|----------|-----|-----|-------|-------------|----------|-----|-----|-------|
|       | 住民票の<br>写し  | 印鑑<br>証明 | 税証明 | その他 | 合計    | 住民票の<br>写し  | 印鑑<br>証明 | 税証明 | その他 | 合計    |
| 令和5年度 | 1,930       | 424      | 562 | 248 | 3,164 | 2,660       | 680      | 705 | 269 | 4,314 |
| 令和6年度 | 1,451       | 316      | 413 | 161 | 2,341 | 2,564       | 587      | 592 | 258 | 4,001 |
| 令和7年度 | 896         | 248      | 289 | 96  | 1,529 | 1,876       | 424      | 522 | 195 | 3,017 |

##### 証明書郵送申請実績

| 年 度   | 住民票の写し等<br>証明書 | 課税・納税<br>証明書 | その他     | 合計          |
|-------|----------------|--------------|---------|-------------|
| 令和5年度 | 48,406         | 1,343        | 633     | 50,382      |
| 令和6年度 | 47,416(159)    | 1,129( 5)    | 636(15) | 49,181(179) |
| 令和7年度 | 47,679(486)    | 942(12)      | 594(27) | 49,215(525) |

※( )は、LoGoフォームによるキャッシュレス決済再掲(令和6年9月開始)

##### 証明書電子申請及びLoGoフォーム実績

| 年 度   | 住民票の写し等<br>証明書 | 印鑑登録証明<br>書 | 課税・納税<br>証明書 | その他 | 合計    |
|-------|----------------|-------------|--------------|-----|-------|
| 令和5年度 | 10             | 0           | 34           | 2   | 46    |
| 令和6年度 | 110            | 8           | 623          | 9   | 750   |
| 令和7年度 | 181            | 23          | 1,334        | 30  | 1,568 |

## 2 マイナンバーカード交付事務

### (1) 事業の目的

- ① 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づくマイナンバーカードの普及・促進を図る。
- ② 住民の利便性の向上並びに国及び地方公共団体の行政運営の簡素化及び効率化に資する事を旨とした電子署名及び電子利用者証明の円滑な利用の促進を図る。

### (2) 事業の内容

- ① 個人番号通知・カードの交付及び普及促進
- ② IT利用による行政機関への申請手続等に必要な本人確認等のための電子証明書の交付

### (3) 事業の実績

| 年 度   | マイナンバーカード<br>保有枚数（枚） | マイナンバーカード<br>保有率 | マイナンバーカード<br>交付件数（件） | 電子証明書<br>発行（件） |
|-------|----------------------|------------------|----------------------|----------------|
| 令和5年度 | 227,678              | 68.3%            | 44,025               | 79,305         |
| 令和6年度 | 246,113              | 72.9%            | 32,061               | 84,200         |
| 令和7年度 | 270,046              | 79.1%            | 63,809               | 133,748        |

※マイナンバーカードは、平成28年1月から交付開始、地域事務所分含む。

※電子証明書発行は、カード交付同時含む。

#### 【主な取組み】

マイナンバーカード交付事務の委託可能範囲の拡大に伴い、業務の一部を委託化するとともに、関連業務を含めた業務の効率化を推進した。

## (事業の概要)

## 1 地域事務所窓口サービス

## (1) 事業の目的

身近な施設において、マイナンバーカード関連の手続、証明書の発行業務、収納業務及び福祉関係の受付業務を行い、区民の利便性を確保する。

## (2) 事業の内容

マイナンバーカード関連の手続、各種証明書発行、住民異動、納税・納付、保険関係等の申請受付等を行う。

## (3) 事業の実績

(単位：件)

| 5年度 | 証明書発行  | 印鑑登録  | 転出入届等  | 戸籍届 | 公金収納   | 保険・年金  | マイナンバーカード関連 | その他※  | 合計      |
|-----|--------|-------|--------|-----|--------|--------|-------------|-------|---------|
| 合 計 | 73,740 | 3,753 | 11,083 | 689 | 83,912 | 11,970 | 13,714      | 4,393 | 203,254 |
| 南中野 | 16,916 | 957   | 2,629  | 126 | 19,235 | 2,673  | 3,449       | 1,282 | 47,267  |
| 東 部 | 14,939 | 917   | 2,645  | 60  | 16,865 | 2,400  | 3,361       | 758   | 41,945  |
| 江古田 | 8,775  | 396   | 1,076  | 351 | 10,134 | 1,129  | 1,026       | 584   | 23,471  |
| 野 方 | 13,106 | 564   | 2,095  | 53  | 16,171 | 2,460  | 2,390       | 928   | 37,767  |
| 鷺 宮 | 20,004 | 919   | 2,638  | 99  | 21,507 | 3,308  | 3,488       | 841   | 52,804  |

| 6年度 | 証明書発行  | 印鑑登録  | 転出入届等  | 戸籍届 | 公金収納   | 保険・年金  | マイナンバーカード関連 | その他※  | 合計      |
|-----|--------|-------|--------|-----|--------|--------|-------------|-------|---------|
| 合 計 | 70,835 | 4,001 | 12,649 | 689 | 81,187 | 12,047 | 23,996      | 4,442 | 209,846 |
| 南中野 | 16,227 | 968   | 3,065  | 129 | 18,668 | 2,707  | 6,175       | 1,263 | 49,202  |
| 東 部 | 14,328 | 1,005 | 3,037  | 47  | 16,165 | 2,448  | 5,436       | 712   | 43,178  |
| 江古田 | 8,315  | 460   | 1,125  | 328 | 9,621  | 1,171  | 2,151       | 606   | 23,777  |
| 野 方 | 12,869 | 652   | 2,412  | 74  | 16,037 | 2,441  | 4,255       | 1,008 | 39,748  |
| 鷺 宮 | 19,096 | 916   | 3,010  | 111 | 20,696 | 3,280  | 5,979       | 853   | 53,941  |

| 7年度 | 証明書発行  | 印鑑登録  | 転出入届等  | 戸籍届 | 公金収納   | 保険・年金  | マイナンバーカード関連 | その他※  | 合計      |
|-----|--------|-------|--------|-----|--------|--------|-------------|-------|---------|
| 合 計 | 63,347 | 3,966 | 12,589 | 773 | 75,569 | 11,312 | 43,161      | 4,362 | 215,079 |
| 南中野 | 14,371 | 1,054 | 2,986  | 149 | 17,210 | 2,445  | 10,841      | 1,199 | 50,255  |
| 東 部 | 13,462 | 979   | 2,881  | 63  | 15,463 | 2,150  | 9,124       | 645   | 44,767  |
| 江古田 | 7,157  | 463   | 1,194  | 360 | 8,861  | 1,126  | 4,508       | 679   | 24,348  |
| 野 方 | 11,231 | 540   | 2,457  | 96  | 14,628 | 2,366  | 7,724       | 1,006 | 40,048  |
| 鷺 宮 | 17,126 | 930   | 3,071  | 105 | 19,407 | 3,225  | 10,964      | 833   | 55,661  |

※ 福祉関係、畜犬登録関係、防災、区民健診受付、口座振替受付等

## 2 地域事務所運営

## 地域事務所の執務環境の維持管理

## 【主な取組み】

住民票や印鑑証明書等の手数料について、現金に加えてキャッシュレス決済が可能な環境を整備し、住民サービスの向上と窓口業務の効率化を図った。

### 3 税務課

#### 1 課の概要

税務課は、区の主要な財源である特別区税（特別区民税、軽自動車税、特別区たばこ税）の賦課と徴収を担っている。課税は住民税の賦課や調査課税、納税は納付相談や滞納処分を行い、収納は収納金の管理やキャッシュレス納付の環境整備を進めている。諸税では軽自動車税と特別区たばこ税の賦課から滞納整理までを担当し、税務管理は税広報、システム運用、税制改正対応など税務全体の運営を担っている。

#### 2 関係法規

地方税法  
国税徴収法  
中野区特別区税条例

#### 3 課数値資料

##### (1) 特別区民税現年度分の納税義務者数の推移

(単位：人)

| 年 度   | 納税義務者数（決算時） |
|-------|-------------|
| 令和5年度 | 203,775     |
| 令和6年度 | 207,575     |
| 令和7年度 | 212,924     |

##### (2) 令和7年度特別区税予算・決算状況

(単位：千円, %)

| 区 分<br>税 目 | 予算額        | 調定額        |       | 収入額        |       | 収入<br>歩合 | 対予算額<br>増減 |
|------------|------------|------------|-------|------------|-------|----------|------------|
|            |            |            | 前年度比  |            | 前年度比  |          |            |
| 特 別 区 税    | 42,136,272 | 43,043,722 | 110.4 | 42,128,353 | 110.4 | 97.9     | △ 7,919    |
| 特別区民税      | 39,909,423 | 40,815,773 | 111.1 | 39,907,763 | 111.1 | 97.8     | △ 1,660    |
| 現年課税分      | 39,623,366 | 40,059,898 | 111.4 | 39,622,195 | 111.2 | 98.9     | △ 1,171    |
| 現年度分       | 39,442,925 | 39,824,838 | 111.4 | 39,429,871 | 111.2 | 99.0     | △ 13,054   |
| 過年度分       | 180,441    | 235,060    | 106.4 | 192,324    | 105.8 | 81.8     | 11,883     |
| 滞納繰越分      | 286,057    | 755,875    | 97.8  | 285,568    | 97.7  | 37.8     | △ 489      |
| 軽自動車税      | 130,401    | 141,522    | 102.9 | 134,163    | 101.9 | 94.8     | 3,762      |
| 環境性能割      | 7,168      | 10,516     | 119.8 | 10,516     | 119.8 | 100.0    | 3,348      |
| 種別割        | 123,233    | 131,006    | 101.8 | 123,647    | 100.7 | 94.4     | 414        |
| 現年課税分      | 122,091    | 125,465    | 102.1 | 122,554    | 101.6 | 97.7     | 463        |
| 滞納繰越分      | 1,142      | 5,541      | 95.9  | 1,093      | 50.7  | 19.7     | △ 49       |
| 特別区たばこ税    | 2,096,448  | 2,086,427  | 98.7  | 2,086,427  | 98.7  | 100.0    | △ 10,021   |
| 現年課税分      | 2,096,448  | 2,086,427  | 98.7  | 2,086,427  | 98.7  | 100.0    | △ 10,021   |
| 滞納繰越分      | 0          | 0          |       | 0          |       | —        | 0          |
| 現年課税分合計    | 41,849,073 | 42,282,306 | 110.6 | 41,841,692 | 110.5 | 99.0     | △ 7,381    |
| 滞納繰越分合計    | 287,199    | 761,416    | 97.8  | 286,661    | 97.3  | 37.6     | △ 538      |

**(事業の概要)****1 電算システムの運用・改善****(1) 事業の目的**

制度改正や事務改善に的確に対応した税システムが運用され、税務事務の効率化・高度化により、区民サービスを向上させる。

**(2) 事業の内容**

国が進める税務事務の電子化に的確に対応し、必要なシステム改修や事務の見直しを行うことにより、電子化が真に事務の効率化や経費の削減につながるようにする。

**(3) 事業の実績**

住民情報システムに係る標準化対応

住民情報システム標準化に伴う滞納整理支援システムの改修

**2 税制度管理・広報活動****(1) 事業の目的**

税の仕組みや意義に対する納税者の理解を促進するために、制度改正に的確に対応し、PRや関係部門への情報提供を行う。

**(2) 事業の内容**

区報、ホームページ、区内掲示板など、さまざまな広報媒体を活用し、税に関するお知らせを実施している。

**(3) 事業の実績**

(単位：件)

| 年 度   | 区報・ホームページ等掲載項目数 |
|-------|-----------------|
| 令和5年度 | 188             |
| 令和6年度 | 200             |
| 令和7年度 | 200             |

## (事業の概要)

## 1 課税

## (1) 事業の目的

住民税の申告を区民自らが期間内に行うよう促し、適正な課税を行う。

## (2) 事業の内容

区報・ホームページなど、様々な媒体を活用して申告を呼びかけるとともに、申告に関するチラシを町内会掲示板へ掲示し広報している。また、申告書を区役所本庁舎、中野税務署及び区民活動センターで配布することにより、申告しやすい環境づくりを行っている。

## (3) 事業の実績

(単位：%)

| 年 度   | 住民税申告率（当初課税時） |
|-------|---------------|
| 令和5年度 | 91.8          |
| 令和6年度 | 92.5          |
| 令和7年度 | 94.0          |

## 2 未申告者の調査課税

## (1) 事業の目的

公平な課税を目指し、申告期間内に申告しない者(未申告者)に対し、申告書を再度送付するなどして未申告者を減少させる。

## (2) 事業の内容

未申告者に対し、8月に申告書を再度送付し申告を促している。また、未申告者のうち前年所得が給与所得の場合は、給与支払者に給与支払報告書の提出を求めるなど、未申告者の減少に向けた取り組みを実施している。

## (3) 事業の実績

## ① 未申告者数（各年度決算時）（単位：件）

| 年 度   | 未申告者数 |
|-------|-------|
| 令和5年度 | 6,452 |
| 令和6年度 | 6,600 |
| 令和7年度 | 7,461 |

## ② 給与支払報告書の請求件数（単位：件）

| 年 度   | 給与支払報告書の請求件数 |
|-------|--------------|
| 令和5年度 | 707          |
| 令和6年度 | 775          |
| 令和7年度 | 670          |

## ③ 未申告者への申告書送付件数（単位：件）

| 年 度   | 送付件数   |
|-------|--------|
| 令和5年度 | 10,690 |
| 令和6年度 | 9,107  |
| 令和7年度 | 9,097  |

## (事業の概要)

## 1 滞納整理

## (1) 事業の目的

住民税の滞納を減少させ、区政の財源を確保する。

## (2) 事業の内容

住民税の滞納者に対する文書・電話・訪問による催告、財産調査、差押等の滞納処分。

## (3) 事業の実績

## ① 住民税収入額等の推移

(単位：千円, %)

|       | 令和5年度      |       | 令和6年度      |       | 令和7年度      |       |
|-------|------------|-------|------------|-------|------------|-------|
|       | 収入額        | 収入率   | 収入額        | 収入率   | 収入額        | 収入率   |
| 現年課税分 | 35,849,114 | 99.08 | 35,629,362 | 99.06 | 39,622,195 | 98.91 |
| 現年度分  | 35,640,186 | 99.14 | 35,447,513 | 99.16 | 39,429,871 | 99.01 |
| 過年度分  | 208,928    | 90.28 | 181,849    | 82.29 | 192,324    | 81.82 |
| 滞納繰越分 | 345,169    | 40.29 | 292,361    | 37.83 | 285,568    | 37.78 |
| 合 計   | 36,194,283 | 97.72 | 35,921,723 | 97.77 | 39,907,763 | 97.78 |

## ② 滞納処分件数

(単位：件)

| 年 度   | 差押    |      |     |       |     |       | 交付要求<br>(参加差押含) | 合計    |
|-------|-------|------|-----|-------|-----|-------|-----------------|-------|
|       | 預金    | 生命保険 | 不動産 | 給与    | その他 | 小計    |                 |       |
| 令和5年度 | 2,586 | 118  | 13  | 1,300 | 127 | 4,144 | 498             | 4,642 |
| 令和6年度 | 2,116 | 70   | 19  | 1,254 | 193 | 3,652 | 380             | 4,032 |
| 令和7年度 | 2,734 | 58   | 5   | 905   | 163 | 3,865 | 554             | 4,419 |

## (事業の概要)

## 1 収納管理（口座振替）

## (1) 事業の目的

住民税の納め忘れ防止に有効な口座振替を推進することで、納税者が納期限内に納税し、滞納を翌年度に繰り越さないようにする。

## (2) 事業の内容

口座振替について、税額通知への申込書同封、ホームページへのダウンロード様式の登載を行い、広く周知することで申込者の拡大に努める。

## (3) 事業の実績

## ① 当初税額通知発付件数に占める

口座振替対象の件数及び割合 (単位：件，%)

| 年 度   | 発付件数   | 口座振替件数 | 割合    |
|-------|--------|--------|-------|
| 令和5年度 | 54,660 | 13,720 | 25.1% |
| 令和6年度 | 53,964 | 11,704 | 21.7% |
| 令和7年度 | 55,200 | 13,322 | 24.1% |

## ② 新規加入者数（各年度末現在）

(単位：件)

| 年 度   | 新規加入者数 |
|-------|--------|
| 令和5年度 | 1,763  |
| 令和6年度 | 5,730  |
| 令和7年度 | 1,738  |

## 2 収納管理（収納）

## (1) 事業の目的

納税者に多様な納付の機会を提供し、利便性の拡大を図るとともに安定的な税収を確保する。

## (2) 事業の内容

時間や場所によらず支払い可能な納付方法を順次拡大した。

## ① コンビニエンスストア[平成22年12月開始]

## ② キャッシュレス

モバイルレジ（インターネットバンキング）[平成27年10月開始]

ペイジー・モバイルレジ（クレジットカード）[令和2年1月開始]

電子マネー（スマートフォン決済）

[令和3年3月(2種)・7月(3種)、令和5年6月(4種)開始]

ネットdeモバイルレジ（クレジットカード）[令和3年6月開始]

## (3) 事業の実績（現年度・過年度課税区都民税）

(単位：円，%)

| 年度 | コンビニ          | ネットバンキング<br>(アプリのみ) | クレジットカード    | ペイジー          | スマホ決済         | 構成比   |
|----|---------------|---------------------|-------------|---------------|---------------|-------|
| R5 | 3,145,137,348 | 116,162,732         | 559,397,516 | 4,134,830,604 | 958,074,490   | 71.1% |
| R6 | 2,926,174,340 | 104,923,826         | 593,543,085 | 4,497,209,025 | 1,144,623,553 | 72.2% |
| R7 | 3,122,378,785 | 168,743,604         | 742,856,569 | 5,470,523,003 | 1,382,489,786 | 72.7% |

※構成比は、全収納件数中、上記収納の占める件数の割合

## (事業の概要)

## 1 課税・納税

## (1) 事業の目的

軽自動車税および特別区たばこ税の公平で適正な課税と、納税者による着実な納税を推進する。

## (2) 事業の内容

軽自動車税について、区への原動機付自転車申告書兼申請書および東京都軽自動車協会からの軽自動車税申告書をもとに、適正な課税を行う。

滞納者に対し、催告・滞納処分を行い、公平な税負担を確保する。

特別区たばこ税は、納税義務者からの申告書をもとに、適切な納付を受ける。

## (3) 事業の実績

## ① 軽自動車税現年課税分収入状況

(単位：円, %)

| 年 度   | 種別割         |      | 環境性能割      |       |
|-------|-------------|------|------------|-------|
|       | 収入額         | 収入率  | 収入額        | 収入率   |
| 令和5年度 | 119,278,400 | 98.1 | 7,127,600  | 100.0 |
| 令和6年度 | 120,674,837 | 98.2 | 8,776,900  | 100.0 |
| 令和7年度 | 122,554,800 | 97.7 | 10,515,700 | 100.0 |

## ② 特別区たばこ税収入額及び売渡本数

(単位：円, 千本)

| 年 度   | 収入額           | たばこ売渡本数 |
|-------|---------------|---------|
| 令和5年度 | 2,122,194,931 | 323,864 |
| 令和6年度 | 2,114,397,435 | 322,708 |
| 令和7年度 | 2,086,426,757 | 318,441 |

## 2 原動機付自転車の登録・廃車

## (1) 事業の目的

原動機付自転車の登録・廃車手続きを効率的に行い、軽自動車税の賦課・徴収を着実にを行う。

## (2) 事業の内容・実施方法

原動機付自転車の登録（標識の交付）・廃車（標識の返納）事務を適正かつ効率的に行う。

## (3) 事業の実績

(単位：件)

| 年 度   | 登録件数  | 廃車件数  |
|-------|-------|-------|
| 令和5年度 | 1,391 | 1,551 |
| 令和6年度 | 2,301 | 1,515 |
| 令和7年度 | 1,584 | 1,609 |

## 4 保険医療課

### 1 課の概要

#### (1) 国民健康保険制度

国民皆保険を支える仕組みとして設けられた制度であり、国からの交付金や被保険者が納付した保険料等を財源として運営されている。23区では、同一所得、同一世帯構成であれば同一の保険料となるよう、基準保険料率を設定し、各区が条例で定めることにより運用していく統一保険料方式を採用している。しかし平成30年度からの国保広域化以降、中野区では独自に保険料率を算定している。

#### (2) 国民年金制度（政府（日本年金機構）が保険者として運営）

国民皆年金を支える仕組みとして、昭和34年11月1日に制度が発足し、昭和35年10月から加入適用業務が、昭和36年4月からは保険料の徴収がスタートした。制度発足時は、日本国籍の者のみが対象となっていたが、昭和57年1月から外国人も加入が義務付けられた。昭和61年4月1日の国民年金法の大改正時には、基礎年金制度が導入されるとともに、厚生年金等の加入者（第2号被保険者）の被扶養配偶者を対象とした第3号被保険者制度が開始された。また、平成14年4月には保険料徴収業務が区から国へ移管された。

#### (3) 後期高齢者医療制度（後期高齢者医療広域連合が保険者として運営）

日本国内に住む75歳以上の者と、65～74歳で一定の障害のある者を対象として、都道府県単位での財政運営を行う医療保険制度として、平成20年4月から開始された。

### 2 関係法規

#### (1) 制度運営

国民健康保険法、同施行令、同施行規則、中野区国民健康保険条例、同施行規則  
中野区国民健康保険運営協議会規則

#### (2) 資格賦課

国民健康保険法、同施行令、同施行規則、中野区国民健康保険条例、同施行規則  
中野区国民健康保険料の徴収猶予及び減免の取扱いに関する要綱  
地方自治法、地方税法、所得税法

#### (3) 滞納整理

国民健康保険法、同施行令、同施行規則、中野区国民健康保険条例、同施行規則  
地方自治法、地方税法、国税徴収法

#### (4) 国保収納

国民健康保険法、同施行令、同施行規則、中野区国民健康保険条例、同施行規則  
地方自治法、地方税法、国税徴収法

#### (5) 国保給付

国民健康保険法、同施行令、同施行規則、中野区国民健康保険条例、同施行規則  
中野区国民健康保険医療費通知実施要綱、中野区国民健康保険療養費の支給に関する要綱  
中野区国民健康保険出産育児一時金受取代理制度に関する要綱  
中野区国民健康保険一部負担金の徴収猶予及び減免の取扱いに関する要綱

#### (6) 国民年金

国民年金法、年金生活者支援給付金支給業務市町村取扱事務交付金交付要綱  
年金生活者支援給付金の支給に関する法律、国民年金等事務費交付金等交付要綱

#### (7) 後期高齢者医療

高齢者の医療の確保に関する法律、同施行令、同施行規則  
東京都後期高齢者医療広域連合規約  
東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例、同施行規則  
中野区後期高齢者医療に関する条例、同施行規則  
中野区後期高齢者入院時負担軽減事業実施要綱

**(事業の概要)****1 国民健康保険推進****(1) 事業の目的**

国民健康保険事業特別会計の調査、統計、交付金事務を適正に行うとともに、制度・財政の健全運営を目指す。

**(2) 事業の内容**

主に国保運営業務全体の管理調整業務、及び国保業務の土台となるシステム全体の円滑な運用調整を担っている。近年では、個人番号を用いた情報照会による添付書類の省略、オンライン資格確認（資格情報の個人単位化やマイナンバーカードの健康保険証利用など）による利便性の向上や事務の効率化を図っている。

**① 国民健康保険制度の経緯**

特別区の国民健康保険事業は昭和34年12月より開始され、以降、老人保健、退職者医療、介護保険、後期高齢者医療などの制度が発足し、国民健康保険（以下、国保という）を取り巻く環境は大きく変化してきた。また、この間も国民医療費は増大し続けており、医療保険制度の抜本改革が求められてきた。

特別区の国保制度は、平成12年4月の都区制度改革以前は、東京都による事業調整の元で実施されてきたが、平成12年度末をもって都区調整条例が廃止され、各区は独立した保険者として事業運営を行うこととされた。しかし、国保事業の円滑な移行と安定的な事業運営の確保を図る観点から、現行の事業水準の維持を基本とした『特別区国保事業の調整に関する共通基準』が設けられ、特別区の国保保険料率等は当面の間23区統一とされた。なお、新たに発足した介護保険制度では、介護納付金総額が区毎に算定されることと、各区の介護2号被保険者の所得水準が異なることから介護分の所得割料率は統一せず、各区が算定することとされた。

平成17年4月には三位一体改革関連法の施行に伴い、区市町村間の財政力の不均衡を調整するため、都負担による都財政調整交付金が新設された。同年12月には政府・与党医療改革協議会が「医療制度改革大綱」を決定し、これに沿って平成18年6月に健康保険法等が改正され、段階的に医療保険制度の改革が進められることになった。

平成20年4月からは後期高齢者医療制度の創設や特定健診・特定保健指導事業の開始、東京都医療費適正化計画の策定が行われた。平成27年5月27日には、平成30年度から国保の財政運営責任主体を都道府県に移管することなどを柱とした改正国民健康保険法が成立し、これを機に、中野区では平成30年度から独自に保険料率を算定することとした。

**② 保険者**

保険者とは、一般に保険契約の当事者として保険事故が発生した場合に損害の補填又は特定額の支払いを引き受ける者であり、国保は、疾病、負傷、出産及び死亡を保険事故とする医療保険である。

国保における保険者は、地方自治体（都道府県及び当該都道府県内の区市町村）及び国保組合である。平成29年度までは区市町村及び国保組合に限られていたが、平成30年度からは、都道府県が区市町村とともに保険者となって運営する形となり、都道府県は財政運営の中心的役割と国保運営の安定化を、区市町村は保険料の賦課・徴収、保健事業などを担うこととなった。

## 2 国民健康保険運営協議会

### (1) 事業の目的

国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する。

### (2) 事業の内容

区長の附属機関として設置し、被保険者代表、医療関係者代表、公益代表各6名、被用者保険代表3名の委員で構成され、任期は3年である。運営協議会は、国保条例改正等に係る国保保険料率の改定審議を中心に、年1～2回開催される。

## 3 広報活動

### (1) 事業の目的

国民健康保険事業の趣旨普及を図る。

### (2) 事業の内容

国保の仕組みや運営状況などについて、区報やホームページへの掲載、印刷物として「国保ガイド」、「国保だより」を区役所窓口、地域事務所等を通じて配布しているほか、6月の当初賦課（国保ガイド・国保だより）及び9月の国保証更新（国保だより）の通知（隔年）に同封するなどして、制度全般の周知広報を行っている。また、2月には「医療費についてのお知らせ」を国保加入者で医療を受けた方に送付し、健康への関心を高めてもらう契機としている。

## 4 連合会負担金

### (1) 事業の目的

東京都国民健康保険団体連合会の事務事業運営に要する経費を負担する。

### (2) 事業の内容

国民健康保険法に基づき、国民健康保険事業の円滑な推進に寄与するために都道府県単位で「国民健康保険団体連合会」が設立されている。各都道府県内の国民健康保険の保険者である都道府県・市町村及び国民健康保険組合（国保組合）が会員となり、共同事務を行っており、運営に要する経費の一部を会員である保険者が負担する。

## (事業の概要)

## 1 資格管理

## (1) 事業の目的

国民健康保険の被保険者の適正な資格管理を行う。

## (2) 事業の内容

## ① 被保険者

職場の健康保険（健康保険組合や共済組合など）に加入している人や生活保護を受けている人等を除き、中野区内に住所を有する人は、必ず国民健康保険に加入しなければならない。  
平成20年4月からは、後期高齢者医療制度の創設に伴って、75歳以上の人（65歳以上75歳未満で一定の障害があり申請して認定された人を含む。）は、後期高齢者医療制度に加入することとなった。

## ② 高齢受給者制度 ※ 高齢受給者証は令和7年7月末で廃止した

平成14年10月に、高齢受給者制度が創設された。

70歳に達した月の翌月（誕生日が月の初日の場合はその月）からは、75歳に達して後期高齢者医療制度の適用を受けるまでの間、国民健康保険の「高齢受給者」として国民健康保険で医療を受ける。

この高齢受給者には、医療機関などで支払う医療費の一部負担金の負担割合（2割又は3割）の表示がある資格確認書または資格情報のお知らせが交付される。この負担割合は、住民税の課税標準額と収入により毎年定期的に判定し、高齢受給者の資格確認書または資格情報のお知らせは、毎年8月1日に更新される。

一部負担金の負担割合は、次のとおりである。

| 一部負担金の割合 | 対象となる者                       |
|----------|------------------------------|
| 2割       | ① 対象者全員の住民税の課税標準額が145万円未満    |
|          | ② 対象者全員の旧ただし書き所得の合計額が210万円以下 |
| 3割       | ①②以外                         |

## ③ 被保険者の推移 ※各年度末現在（外国人を含む。）

（単位：人）

| 年度     | 区の総数(翌年度4/1) |           | 国保加入者     |             | 加入率         |               | 世帯構成         |                    |
|--------|--------------|-----------|-----------|-------------|-------------|---------------|--------------|--------------------|
|        | 世帯<br>(A)    | 人口<br>(B) | 世帯<br>(C) | 被保険者<br>(D) | 世帯<br>(C/A) | 被保険者<br>(D/B) | 区全体<br>(B/A) | 国保<br>加入者<br>(D/C) |
| 令和5年度  | 215,111      | 338,800   | 57,540    | 71,108      | 26.75%      | 20.99%        | 1.58         | 1.24               |
| 令和6年度  | 218,989      | 342,165   | 57,972    | 70,634      | 26.47%      | 20.64%        | 1.56         | 1.22               |
| 令和7年度  | 221,814      | 344,388   | 58,225    | 70,019      | 26.25%      | 20.33%        | 1.55         | 1.20               |
| 対前年度比較 | 増減           | 2,825     | 2,223     | 253         | -615        | -0.22%        | -0.31%       | -0.99%             |
|        | 増減率          | 1.31%     | 0.66%     | 0.44%       | -0.86%      | -0.83%        | -1.49%       | -1.28%             |

※数値は、四捨五入調整して整理しているため、増減率等の値が異なる場合がある。

## 2 保険料賦課

### (1) 事業の目的

被保険者の負担能力に応じた適正な保険料を賦課することにより、国民健康保険事業の健全かつ安定的な運営を確保する。

### (2) 事業の内容

保険料の賦課を行う。賦課額、料率等は、条例で定められている。

平成23年度から、所得割の賦課計算方式を、住民税方式から「旧ただし書き方式」に変更。

※「旧ただし書き方式」とは、退職所得を除く総所得金額等から住民税の基礎控除額（43万円）を差し引いた額に保険料率を乗じて算出する方法をいう。

#### ① 計算方法

（金額単位：円）

|      |      | 令和6年度   | 令和7年度   | 令和8年度   |
|------|------|---------|---------|---------|
| 基礎分  | 均等割額 | 46,200  | 45,600  | 47,100  |
|      | 所得割率 | 8.32%   | 7.92%   | 8.03%   |
|      | 限度額  | 650,000 | 660,000 | 670,000 |
| 支援分  | 均等割額 | 15,900  | 16,200  | 17,400  |
|      | 所得割率 | 2.88%   | 2.87%   | 2.94%   |
|      | 限度額  | 240,000 | 260,000 | 260,000 |
| 介護分  | 均等割額 | 18,000  | 17,400  | 17,700  |
|      | 所得割率 | 2.13%   | 2.20%   | 2.53%   |
|      | 限度額  | 170,000 | 170,000 | 170,000 |
| 子ども分 | 均等割額 |         |         | 1,873   |
|      | 所得割率 |         |         | 0.27%   |
|      | 限度額  |         |         | 30,000  |

※均等割は加入者全員に賦課、所得割は加入世帯員全員の所得に応じて賦課

※令和8年度より「子ども・子育て支援金制度」が創設され、子ども分が加わった。18歳未満については、子ども分の均等割額が全額軽減される。軽減した額は18歳以上の被保険者で負担する。

#### ② 減額賦課

前年中の所得が一定の金額以下の世帯に対して、次のように均等割を減額して賦課する。

令和4年度より、未就学児については、当該減額後の均等割額をさらに5割減額する。

令和6年1月より、産前産後期間（出産予定日または出産日が属する前の月から4か月間（単胎）または3か月前から6か月間（多胎））の保険料の免除を開始した。

（単位：円）

| 区分   | 基準（令和8年度）                                                   |      | 令和6年度  | 令和7年度  | 令和8年度  |
|------|-------------------------------------------------------------|------|--------|--------|--------|
| 7割減額 | 43万円 + 10万円 × （給与所得者等 <sup>※1</sup> の数 - 1）                 | 基礎分  | 13,860 | 13,680 | 14,130 |
|      |                                                             | 支援分  | 4,770  | 4,860  | 5,220  |
|      |                                                             | 介護分  | 5,400  | 5,220  | 5,310  |
|      |                                                             | 子ども分 |        |        | 561    |
| 5割減額 | 43万円 + （31万円 × 加入者数 <sup>※2</sup> ） + 10万円 × （給与所得者等の数 - 1） | 基礎分  | 23,100 | 22,800 | 23,550 |
|      |                                                             | 支援分  | 7,950  | 8,100  | 8,700  |
|      |                                                             | 介護分  | 9,000  | 8,700  | 8,850  |
|      |                                                             | 子ども分 |        |        | 936    |
| 2割減額 | 43万円 + （57万円 × 加入者数） + 10万円 × （給与所得者等の数 - 1）                | 基礎分  | 36,960 | 36,480 | 37,680 |
|      |                                                             | 支援分  | 12,720 | 12,960 | 13,920 |
|      |                                                             | 介護分  | 14,400 | 13,920 | 14,160 |
|      |                                                             | 子ども分 |        |        | 1,498  |

※1 給与所得者等とは、給与収入が55万円超の方と、公的年金等の支給額が60万円超(65歳未満)又は110万円超(65歳以上)の方

※2 加入者数について

- ①国民健康保険の被保険者のほか、国保から後期高齢者医療制度に移行した方も人数に含める。  
 ②減額基準日時点の加入者数で判定。基準日後に加入者が変動しても減額判定は変わらない。ただし、減額基準日後に世帯主に変更があった場合は、新世帯主により再度判定する。

実績(各年度5月末時点)

|      | 令和5年度   |        | 令和6年度   |        | 令和7年度   |        |
|------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|
|      | 世帯数(世帯) | 人数(人)  | 世帯数(世帯) | 人数(人)  | 世帯数(世帯) | 人数(人)  |
| 7割減額 | 27,498  | 30,604 | 29,172  | 31,908 | 30,082  | 32,759 |
| 5割減額 | 5,311   | 7,691  | 5,312   | 7,640  | 5,242   | 7,229  |
| 2割減額 | 4,338   | 6,536  | 4,311   | 6,393  | 4,182   | 5,933  |
| 計    | 37,147  | 44,831 | 38,795  | 45,941 | 39,506  | 45,921 |

|        |       |       |       |       |       |       |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 未就学児減額 | 1,507 | 1,844 | 1,354 | 1,660 | 1,188 | 1,460 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|

### ③ 保険料の減免

災害その他特別な事情により生活が著しく困難になった被保険者に対し、申請により保険料を減免することができる。

実績

|    | 令和5年度 |           | 令和6年度 |         | 令和7年度 |         |
|----|-------|-----------|-------|---------|-------|---------|
|    | 件数(件) | 金額(円)     | 件数(件) | 金額(円)   | 件数(件) | 金額(円)   |
| 減免 | 34    | 2,286,811 | 36    | 960,930 | 30    | 975,728 |

件数内訳

(単位：件)

|       |    |    |    |
|-------|----|----|----|
| 失業    | 0  | 0  | 0  |
| 事業不振  | 0  | 0  | 0  |
| 病気    | 0  | 0  | 0  |
| 火災・水害 | 0  | 1  | 2  |
| 大震災   | 12 | 6  | 4  |
| その他   | 22 | 29 | 24 |

新型コロナウイルスの影響による減免

|      | 令和5年度 |            |
|------|-------|------------|
|      | 件数(件) | 金額(円)      |
| 減免実績 | 219   | 39,065,288 |

※令和5年9月末まで届出  
延長分(令和4年度保険料)

**(事業の概要)****1 事業の目的**

- (1) 国民健康保険制度の安定的な運営基盤を維持するため、国民健康保険料の収納を確保する。
- (2) 加入者の資力に応じた国民健康保険料負担の公平性を実現する。

**2 事業の内容****(1) 国民健康保険料の納期内納付の推進**

納付相談時や滞納処分を進める過程等において、納期内納付を推進する。滞納者に対し、原則として現年度分の納付方法は口座振替によることを説明し、口座振替登録を勧奨する。

**(2) 国民健康保険料の滞納整理**

督促・催告を行っても国民健康保険料を納めず、滞納が続く場合、財産を調査し、資力がありながら納める意思が希薄な滞納者については、差押処分等をするとともに納付指導を行う。

**3 事業の実績****(1) 財産調査件数 (単位：件)**

| 年 度   | 財産調査件数 |
|-------|--------|
| 令和5年度 | 11,069 |
| 令和6年度 | 32,611 |
| 令和7年度 | 32,601 |

**(2) 滞納処分件数**

(単位：件)

| 年 度   | 差 押 |      |     |     |     | 交付要求<br>(参加差押含) | 合計  |
|-------|-----|------|-----|-----|-----|-----------------|-----|
|       | 預金  | 生命保険 | 不動産 | その他 | 小計  |                 |     |
| 令和5年度 | 561 | 29   | 0   | 6   | 596 | 47              | 643 |
| 令和6年度 | 729 | 21   | 0   | 22  | 772 | 81              | 853 |
| 令和7年度 | 806 | 23   | 1   | 12  | 842 | 56              | 898 |

**(事業の概要)****1 事業の目的**

- (1) 国民健康保険料の適正な収納管理を行う。
- (2) 国民健康保険料の口座振替の方法による納付を推進し収入率の向上を図る。

**2 事業の内容**

- (1) 国民健康保険料の収納データ登録に係る処理
- (2) 国民健康保険料の過誤納金に係る処理（還付、充当）
- (3) 国民健康保険料の督促、催告に係る処理
- (4) 国民健康保険料の口座振替の方法による納付に係る処理及び勧奨

**3 事業の実績****(1) 保険料収入状況**

(単位：円)

| 現年分 | 令和5年度         | 令和6年度          | 令和7年度          |
|-----|---------------|----------------|----------------|
| 調定額 | 9,499,303,169 | 10,186,253,746 | 10,213,972,219 |
| 収入額 | 8,408,553,939 | 8,986,369,331  | 9,083,066,131  |
| 収入率 | 88.5%         | 88.2%          | 88.9%          |

(単位：円)

| 滞納繰越分 | 令和5年度         | 令和6年度         | 令和7年度         |
|-------|---------------|---------------|---------------|
| 調定額   | 2,136,820,100 | 2,149,911,398 | 2,134,103,713 |
| 収入額   | 332,037,476   | 428,890,214   | 509,432,719   |
| 収入率   | 15.5%         | 19.9%         | 23.9%         |

**(2) コンビニエンスストアにおける収入状況**

(単位：円)

| 項目     | 令和5年度         | 令和6年度         | 令和7年度         |
|--------|---------------|---------------|---------------|
| 現収入額   | 1,869,387,114 | 1,950,569,237 | 1,906,163,769 |
| 対総収入額比 | 22.2%         | 21.3%         | 20.5%         |
| 滞収入額   | 140,949,148   | 186,990,594   | 217,048,463   |
| 対総収入額比 | 42.4%         | 43.9%         | 42.9%         |

**(3) 口座振替加入率(各年度3月末現在)**

(単位：件)

| 項目          | 令和5年度  | 令和6年度  | 令和7年度  |
|-------------|--------|--------|--------|
| 国保加入世帯数     | 57,540 | 57,972 | 58,225 |
| うち口座振替加入世帯数 | 26,338 | 27,672 | 28,766 |
| 口座振替加入率     | 45.8%  | 47.7%  | 49.4%  |

**(4) 督促件数 (単位：件)**

| 年 度   | 督促件数    |
|-------|---------|
| 令和5年度 | 144,124 |
| 令和6年度 | 154,984 |
| 令和7年度 | 152,940 |

**(5) 催告件数 (単位：件)**

| 年 度   | 催告件数   |
|-------|--------|
| 令和5年度 | 36,223 |
| 令和6年度 | 66,956 |
| 令和7年度 | 67,107 |

## (事業の概要)

## 1 事業の目的

国民健康保険加入者の誰もが公平に受けられる保険給付を行う。

## 2 事業の内容及び事業実績

## (1) 療養諸費（療養給付費、療養費）

病気やケガをしたときに健康保険を扱う病院や診療所で治療を受けた場合、被保険者はその医療費の一部（一部負担金）を支払い、残りを国民健康保険が給付する（保険者負担分）。

また、旅行中の急病などでマイナ保険証等が提示できず医療費の全額を支払った場合は、後日、保険者負担分を請求できる。

(事業実績)

(単位：件, 千円)

| 区分<br>年度 | 療養給付費     |            | 療養費    |         |
|----------|-----------|------------|--------|---------|
|          | 件数        | 金額         | 件数     | 金額      |
| 令和5年度    | 1,077,699 | 16,373,881 | 37,477 | 267,877 |
| 令和6年度    | 1,065,652 | 16,325,098 | 35,644 | 256,736 |
| 令和7年度    | 1,036,252 | 16,270,947 | 33,085 | 261,636 |

## (2) 高額療養費

医療費の負担を軽減するため、支払った医療費（一部負担金）が一定額（自己負担限度額）を超えた場合に支給する。

また、あらかじめ限度額適用認定証を医療機関に提示することで、医療機関窓口での支払いが自己負担限度額までとなる。平成24年4月から、入院だけでなく外来受診でも使用できるようになった。

なお、自己負担限度額は、所得区分と実際にかかった医療費に応じて変わる。

(事業実績)

(単位：件, 千円)

| 年度    | 件数     | 金額        |
|-------|--------|-----------|
| 令和5年度 | 39,138 | 2,411,158 |
| 令和6年度 | 36,982 | 2,437,187 |
| 令和7年度 | 37,272 | 2,470,652 |

## (3) 高額医療・高額介護合算療養費

世帯内で1年間（8月1日から翌年7月31日）の国民健康保険と介護保険の自己負担額の合計が、高額療養費等の支給を受けても自己負担限度額を超えた場合に高額医療・高額介護合算療養費を支給する。

また、70歳以上の個人で一般区分であった月の1年間の外来療養の自己負担額の合計が、一定額（144,000円）を超過した場合に高額療養費を給付する。

(事業実績)

(単位：件, 千円)

| 区分<br>年度 | 高額介護合算療養費 |       | 高額療養費外来年間合算支給分 |       |
|----------|-----------|-------|----------------|-------|
|          | 件数        | 金額    | 件数             | 金額    |
| 令和5年度    | 96        | 3,160 | 180            | 5,294 |
| 令和6年度    | 120       | 4,465 | 188            | 5,937 |
| 令和7年度    | 116       | 4,334 | 174            | 4,846 |

(4) 移送費の支給

病気やケガにより移動が困難で、医師の指示により緊急かつやむを得ず病院を転院した場合、移送費用を請求できる。

(事業実績) (単位：件, 千円)

| 年度    | 件数 | 金額  |
|-------|----|-----|
| 令和5年度 | 1  | 168 |
| 令和6年度 | 0  | 0   |
| 令和7年度 | 0  | 0   |

(5) 出産育児一時金の支給

令和5年4月1日出生児より、被保険者が出産した場合、1出生児につき、500,000円を支給する。(令和5年3月31日までの出生児は420,000円)  
申請にかかる時効は出産のあった翌日から2年である。

(事業実績) (単位：件, 千円)

| 年度    | 件数  | 金額      |
|-------|-----|---------|
| 令和5年度 | 233 | 112,438 |
| 令和6年度 | 219 | 108,786 |
| 令和7年度 | 236 | 117,360 |

(6) 葬祭費の支給

被保険者が死亡したとき、葬祭を行った人に対して、70,000円を支給する。

(事業実績) (単位：件, 千円)

| 年度    | 件数  | 金額     |
|-------|-----|--------|
| 令和5年度 | 254 | 17,780 |
| 令和6年度 | 261 | 18,270 |
| 令和7年度 | 288 | 20,160 |

(7) 結核・精神給付金

結核医療受給者で住民税が非課税の人は通院医療費の自己負担金（医療費の5%）、及び障害者自立支援法（精神通院）の適用を受けている非課税世帯の人は自己負担金（医療費の10%、限度額あり）を国民健康保険で負担する。

(事業実績) (単位：件, 千円)

| 年度    | 件数     | 金額     |
|-------|--------|--------|
| 令和5年度 | 25,797 | 27,290 |
| 令和6年度 | 25,935 | 27,349 |
| 令和7年度 | 26,034 | 27,226 |

(8) 一部負担金の減免、徴収猶予

災害、その他特別な事情により生活が苦しくなり、一部負担金の支払いが困難な場合に、一定の基準により減額、免除及び徴収の猶予をすることができる。

(事業実績)

(単位：件, 千円)

| 区分<br>年度 | 免 除          |       |     |       | 徴収猶予 |     |
|----------|--------------|-------|-----|-------|------|-----|
|          | 災害（東日本大震災含む） |       | その他 |       |      |     |
|          | 件数           | 金額    | 件数  | 金額    | 件数   | 金額  |
| 令和5年度    | 184          | 1,354 | 5   | 1,153 | 0    | 0   |
| 令和6年度    | 153          | 677   | 2   | 2,546 | 0    | 0   |
| 令和7年度    | 48           | 172   | 2   | 583   | 1    | 148 |

(9) 傷病手当金

新型コロナウイルス感染症に罹患したため、勤務ができず、給与の支払を受けることができなかった給与所得者に対し支給する。

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症が5類へ移行したため、令和5年5月7日までの感染確定者まで支給対象となる。時効期間の2年を経過したため、令和7年度をもって事業を廃止した。

(事業実績)

(単位：件, 千円)

| 年度    | 件数 | 金額  |
|-------|----|-----|
| 令和5年度 | 27 | 888 |
| 令和6年度 | 5  | 153 |
| 令和7年度 | 0  | 0   |

**(事業の概要)****1 事業の目的**

国民年金法に基づき、国民年金に係る加入、免除、給付等の申請・届出を受理するとともに、国民年金の手続・内容等についてわかりやすい相談を行う。

**2 事業の内容****(1) 被保険者の種別**

- ① 第1号被保険者…20歳以上60歳未満の自営業者、学生 等
- ② 第2号被保険者…厚生年金保険の被保険者及び共済組合等の組合員
- ③ 第3号被保険者…第2号被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の人

**(2) 国民年金事務の概要**

- ① 区の事務 ※第1号被保険者に係る届出、申請、請求等の受付

**ア 法定受託事務****(ア) 国民年金被保険者の資格に係る届出の受理に関すること**

被保険者の資格取得・喪失、種別変更、付加保険料納付・辞退の申出 等

**(イ) 国民年金保険料の免除に係る申請の受理に関すること**

保険料免除・学生納付特例の申請、法定免除に係る免除事由該当・消滅届 等

**(ウ) 国民年金の給付に係る申請の受理に関すること**

第1号被保険者期間のみの老齢基礎年金の請求、障害基礎年金の請求、死亡一時金の請求 等

**イ 協力・連携事務**

資格取得時の保険料の納付特例、口座振替・前納の促進、年金制度の周知、各種手続きに関する相談 等

**② 国の事務****ア 適用事務**

適用促進事務（加入勧奨、職権適用等）、年金手帳発行、第3号被保険者に係る処理 等

**イ 保険料事務**

国民年金保険料の徴収、納付記録管理、免除・猶予申請等の審査 等

**ウ 給付事務**

裁定請求に基づく審査、年金証書の送付、年金の給付 等

**3 事業実績**

(単位：人)

| 年 度   | 被保険者数  | 保険料免除・<br>猶予被保険者<br>数 | 受給権者数  | 死亡一時金<br>受給者数 | 福祉年金<br>受給権者数 | 特別障害給付金<br>受給権者数 |
|-------|--------|-----------------------|--------|---------------|---------------|------------------|
| 令和5年度 | 67,415 | 20,213                | 63,819 | 8             | 4             | 16(0)            |
| 令和6年度 | 67,917 | 20,875                | 63,627 | 5             | 4             | 16(0)            |
| 令和7年度 | 69,696 | 23,789                | 63,890 | 2             | 4             | 16(0)            |

※特別障害給付金受給権者数の（ ）は新規受付件数。

## (事業の概要)

## 1 事業の目的

被保険者が適切な医療を受けられるよう、後期高齢者医療制度を安定的に運営する。

## 2 事業の内容

## (1) 制度発足の経緯

急速な少子高齢化の中で、老人医療費は年々増加傾向にあり、現役世代の負担と国・地方公共団体の財政負担もますます重くなっている状況を踏まえ、国民皆保険を維持し、将来にわたり持続可能な医療保険制度とするため、平成20年4月から75歳以上の高齢者を対象に独立させた後期高齢者医療制度が創設された。

## (2) 被保険者

被保険者は、生活保護受給者などの一部を除く以下の人である。

## ① 75歳以上の人

## ② 65歳以上75歳未満であって、一定の障害があり、広域連合に申請して認定を受けた人

被保険者数と自己負担割合の推移

(単位：人)

| 3月31日<br>現在 | 被保険者数   | 負 担 区 分 割 合 |         |         |        |        |         |        |        |        | 障害認定<br>(再掲) |
|-------------|---------|-------------|---------|---------|--------|--------|---------|--------|--------|--------|--------------|
|             |         | 3割負担        |         |         | 2割負担   | 1割負担   |         |        |        |        |              |
|             |         | 現役Ⅲ(再掲)     | 現役Ⅱ(再掲) | 現役Ⅰ(再掲) |        |        | 一般(再掲)  | 低Ⅱ(再掲) | 低Ⅰ(再掲) |        |              |
| 令和5年度       | 36,676人 | 6,491人      | 1,492人  | 1,168人  | 3,831人 | 8,115人 | 22,069人 | 7,948人 | 7,973人 | 6,148人 | 125人         |
| 令和6年度       | 37,202人 | 6,862人      | 1,641人  | 1,271人  | 3,950人 | 8,370人 | 21,970人 | 7,956人 | 8,063人 | 5,951人 | 121人         |
| 令和7年度       | 37,436人 | 7,194人      | 1,715人  | 1,324人  | 4,155人 | 8,711人 | 21,530人 | 7,831人 | 7,944人 | 5,755人 | 117人         |

## (3) 運営主体

## ① 運営主体

都道府県単位ごとに運営主体が設置される。東京都においては、東京都下の全区市町村が加入する東京都後期高齢者医療広域連合である。

## ② 広域連合と区市町村の役割分担

広域連合と区市町村は事務を分担して制度を運営している。

ア 広域連合の事務 被保険者の認定、保険料額の決定、医療の給付など

イ 区市町村の事務 給付申請や住所変更等の受付、保険証の引き渡し、保険料の徴収・納付相談など

## (4) 財政

医療給付に充てられる財源は、公費、現役世代が負担する後期高齢者支援金（交付金）及び被保険者からの保険料が柱となっている。

## ① 公費負担等

後期高齢者医療制度の財源構成は、患者負担を除き、約5割は公費により負担される。公費負担は、国が全体の12分の4、都道府県が12分の1、区市町村12分の1となっている。また、約4割は現役世代が加入する医療保険からの後期高齢者支援金が充てられる。

## ② 保険料

上記(1)以外の部分は保険料によって賄われる。保険料は、所得割額と均等割額によって構成され、被保険者個人単位で算定・賦課される。保険料率等は、2年ごとに見直され、原則として東京都内で均一である。

ア 賦課期日 4月1日

イ 計算方法 (令和6・7年度)

所得割額 賦課のもととなる所得×9.67% ※令和6年度に限り、賦課のもととなる所得が58万円以下の方は8.78%

均等割額 47,300円

限度額 800,000円 ※令和6年度に限り、昭和24年3月31日以前に生まれた方などは73万円

なお、低所得者及び被用者保険の被扶養者だった人には軽減措置がある。

(5) 一部負担金の割合（自己負担割合）

医療機関等で支払う医療費の一部負担金の割合は、一般の人が1割、現役並み所得者が3割で、前年の所得が確定した後、毎年8月1日に判定している。現役並み所得者とは、住民税課税標準額が145万円以上の人である。法改正により、令和4年10月1日からの自己負担の区分に、新たに2割が追加され、自己負担割合が1割の人のうち、一定以上所得のある人の自己負担割合は2割となる。

(6) 給付

広域連合が現物給付（医療サービスの提供等）及び現金給付（高額療養費、高額介護合算療養費の支給等）を行う。この他、区独自の事業として「入院時負担軽減支援金」制度がある。これは、世帯員全員が住民税非課税の人が医療保険適用の病院等に31日以上入院した場合に20,000円を支給するものである（年度1回）。

3 事業実績

(1) 保険料収入状況

| 年 度   | 現年度分          |               |       | 滞納繰越分      |            |       |
|-------|---------------|---------------|-------|------------|------------|-------|
|       | 調定額(円)        | 収入額(円)        | 収入率   | 調定額(円)     | 収入額(円)     | 収入率   |
| 令和5年度 | 4,375,618,800 | 4,344,170,800 | 99.3% | 66,712,350 | 22,492,350 | 33.7% |
| 令和6年度 | 4,774,681,300 | 4,736,911,400 | 99.2% | 75,075,800 | 27,380,500 | 36.5% |
| 令和7年度 | 5,065,171,200 | 5,023,795,300 | 99.2% | 79,967,500 | 28,697,100 | 35.9% |

(2) 入院時負担軽減支援金

(単位：件、円)

|      | 令和2年度     | 令和3年度     | 令和4年度     | 令和5年度     | 令和6年度     | 令和7年度     |
|------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 給付件数 | 182       | 140       | 170       | 168       | 210       | 186       |
| 支給金額 | 3,640,000 | 2,800,000 | 3,400,000 | 3,360,000 | 4,200,000 | 3,720,000 |

(3) 広域連合負担金（保険制度運営のため広域連合に納める経費）

(単位：円)

| 年 度   | 療養給付費         | 保険料           | 保険基盤安定      | 事務費         | 保険料軽減措置     | 合 計           |
|-------|---------------|---------------|-------------|-------------|-------------|---------------|
| 令和5年度 | 2,305,726,115 | 4,319,274,150 | 542,035,358 | 108,537,614 | 243,248,232 | 7,518,821,469 |
| 令和6年度 | 2,397,935,199 | 4,789,051,550 | 557,240,224 | 145,298,028 | 252,763,935 | 8,142,288,936 |
| 令和7年度 | 2,492,342,265 | 5,027,233,200 | 551,602,520 | 134,849,550 | 257,253,247 | 8,463,280,782 |

(4) 新型コロナウイルス減免申請の受付

令和5年度 0件

令和6年度 0件

令和7年度 0件

## 5 産業振興課

### 1 課の概要

令和6年2月に策定した中野区産業振興方針に基づいた取組を推進する。

(目的・目標)

中野の地域経済が健全に発展し、区民生活が向上している。

現在の中野区産業を振興する 【振興】

中野区で新たに興し、未来に継続・発展できる産業を育成する 【新興】

### 2 関係法規

#### (1) 産業総務

農地法

#### (2) 中小企業支援

中野区産業振興センター条例

中野区産業振興センター条例施行規則

中野区産業振興センター運営要綱

中野区産業振興センター施設等目的外使用運営要綱

中野区産業経済融資規則

中野区信用保証料補助要綱

中野区小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱

中野区経営力強化支援事業補助金交付要綱

中野区人材確保総合支援事業補助金交付要綱

中野区認定特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明事務取扱要綱

#### (3) 商店街支援

商店街振興組合法

中野区商店街の活性化に係る事業者の相互協力等に関する条例

中野区立商店街ふれあい広場条例、同施行規則、同運営委員会設置要綱

中野区商店街街路灯等に係る維持管理経費助成規則

中野区商店街街路灯等の残置灯修繕助成金交付要綱

中野区商店街街路灯撤去事業実施要綱

中野区商店街等街路灯撤去補助金交付要綱

中野区商店街連合会事業補助金交付要綱

中野区商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金交付要綱、その他関連要綱

中野にぎわいフェスタ運営費補助金交付要綱

中野区特定小売店舗の立地に関する条例、その他関連要綱・規則

中野区商店街ステップアップ応援事業費補助金交付要綱（専門家派遣／調査・計画策定）

中野区商店街デジタル化推進事業費補助金交付要綱

#### (4) 地域経済活性化

資金決済に関する法律

中野区デジタル地域通貨事業実施要綱

## (事業の概要)

## 1 事業の目的

- (1) 課内各係が抱える課題や課内の運営支援を行う。
- (2) 事務の見直しや業務効率化等、課内の事務改善を推進する。

## 2 事業の内容

- (1) 課内の文書事務、各種調査回答等の庶務事務
- (2) 課内の収入、支出及び物品管理に関する事務
- (3) 農地事務（農地制度関連事務手続き、農地台帳管理、国有農地管理事務等）

## 3 事業の実績

農地事務取扱件数

(単位：件)

| 年 度   | 農地法第4条転用届 | 農地法第5条転用届 | 転用照会(法務局) | その他証明等 |
|-------|-----------|-----------|-----------|--------|
| 令和5年度 | 4         | 1         | 2         | 5      |
| 令和6年度 | 3         | 11        | 4         | 3      |
| 令和7年度 | 6         | 7         | 4         | 6      |

## (事業の概要)

## 1 事業の目的

区内産業の活性化を図るため、創業支援、中小企業支援、産業経済融資のあっ旋や経営相談を行う。また、就労意欲のある若者、女性、高齢者等が、それぞれの能力やライフスタイルに応じた仕事に就けるようにするため中小企業の雇用支援と就労支援を行う。

## 2 事業の内容

## (1) 経営支援・創業支援

- ① 認定特定創業支援等事業
- ② 産業経済融資あっ旋・利子補給、信用保証料補助
- ③ 小規模事業者経営改善資金（マル経融資）利子補給
- ④ 経営力強化支援・人材確保総合支援事業
- ⑤ 商工相談（経営・創業）

## (2) 雇用創出支援

就職相談・面接会、セミナー等の開催

## (3) 産業振興センター運営

## 3 事業の実績

## (1) 認定特定創業支援等事業 証明書交付件数 (単位：件)

| 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-------|-------|-------|
| 60    | 60    | 65    |

## (2) 産業経済融資あっ旋件数 (単位：件)

| 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-------|-------|-------|
| 542   | 554   | 639   |

## (3) 信用保証料補助 (単位：件)

| 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-------|-------|-------|
| -     | 25    | 26    |

## (4) マル経融資利子補給 交付件数 (単位：件)

| 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-------|-------|-------|
| 171   | 206   | 271   |

## (5) 経営力強化支援事業補助 (単位：件)

| 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-------|-------|-------|
| -     | 53    | 80    |

## (6) 人材確保総合支援事業補助 (単位：件)

| 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-------|-------|-------|
| -     | 9     | 13    |

## (7) 就職相談・面接会への参加事業者数 (単位：者)

| 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-------|-------|-------|
| 81    | 92    | 70    |

**(事業の概要)****1 事業の目的****(1) 商店街振興**

商店街が区民の消費生活を支え、地域コミュニティの核としての役割を担うため、広く区内商店街の振興と支援を行う。

**(2) なかの里・まち連携（事業）**

地方の都市と大都市（中野区）の両者が、お互いの強みを生かしながら課題の解決を目指し、豊かで持続可能な地域社会をつくるため、これまでの自治体間交流の枠を越え、事業者や区民が主役となる連携事業を行う。

**2 事業の内容****(1) 商店街振興**

① 商店街や実行委員会（商店街及び地域団体等で構成）が実施するイベント事業及び活性化事業、住民生活サポート事業、担い手育成支援事業への支援（補助金の支出等）  
「商店街チャレンジ戦略支援事業」「地域連携型商店街事業」「地域力向上事業」

② 国や都による商店街向け単独補助事業の調整

③ 商店街街路灯等の電灯料への助成、商店街街路灯等修繕助成、商店街街路灯撤去等事業調整

④ 商店街ふれあい広場の運営、維持管理（川島商店街ふれあい広場、野方商店街ふれあい広場）

**(2) 商店街組織基盤の強化**

中野区商店街連合会が、加盟商店会（R8.7.1現在53商店会）の組織基盤の安定及び強化を図るために実施する各事業に対し、必要な補助金を交付する（商店街連合会事業補助金）。都及び区で支援する補助事業（商店街チャレンジ戦略支援事業）等による支援も行う。

**(3) 商店街振興組合決算分析**

商店街振興組合法に基づき提出される決算関係書類の審査を行う。

**(4) 特定小売店舗等の立地に関する事務**

店舗面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下の小売店舗の新設又は変更に係る調整、及び都が行う大規模小売店舗立地法に係る調整を行う。

**(5) 中野にぎわいフェスタの開催支援**

中野にぎわいフェスタ（実行委員会）への補助、区報や区公式ホームページを活用した広報PRなどの支援を行う。

**(6) なかの里・まち連携事業（主に連携強化事業、経済交流事業及び体験交流事業）****① 連携強化・広報**

ア 連携自治体担当者連絡会開催

イ 区公式ホームページや区役所なかの里・まち連携自治体コーナー等での連携自治体情報の発信

ウ 連携自治体が区内で実施する観光PRイベント等の調整、広報など

**② 経済交流**

ア 連携自治体合同物産展（全3回）

イ その他、地域イベントへのあつ旋、個別物産展の調整など

**③ 体験交流**

ア 連携自治体を実施する体験交流モデル事業（ツアー）の調整

イ 区内地域団体等が連携自治体にて実施する体験交流の調整、支援

ウ 区役所1階カフェテリア「ナカノヤNYAcafe」における食の体験ワークショップの実施

エ その他、連携自治体訪問特典事業（ナカペイ）など

### 3 事業の実績

#### (1) 地域経済活性化につながる商店街の取組むイベント・活性化、住民生活サポート事業数 (単位：件)

| 年 度   | イベント事業数<br>(商店街等数) | 活性化事業数<br>(商店街数) | 住民生活サポート<br>事業数<br>(商店街数) | 合 計 |
|-------|--------------------|------------------|---------------------------|-----|
| 令和5年度 | 58 (33)            | 6 (6)            | 0 (0)                     | 64  |
| 令和6年度 | 63 (36)            | 3 (3)            | 1 (1)                     | 67  |
| 令和7年度 | 64 (38)            | 2 (2)            | 0 (0)                     | 66  |

#### (2) 中野区商店街連合会への加入店舗数 (単位：商店街、店)

| 年 度   | 区商連加盟商店街数 | 年度末会員数 |
|-------|-----------|--------|
| 令和5年度 | 57        | 1,816  |
| 令和6年度 | 55        | 1,743  |
| 令和7年度 | 53        | 1,693  |

#### (3) なかの里・まち連携事業における交流事業数 (単位：件)

| 年 度   | 経済交流事業 | 体験交流事業 | その他交流事業 | 合 計 |
|-------|--------|--------|---------|-----|
| 令和5年度 | 10     | 9      | 10      | 29  |
| 令和6年度 | 10     | 12     | 11      | 33  |
| 令和7年度 | 7      | 6      | 11      | 24  |

**(事業の概要)****1 事業の目的****(1) デジタル地域通貨事業**

中野区内限定で利用できるキャッシュレス決済アプリを導入し、中野区内の消費活動・経済循環の活性化を支援するとともに、構築したプラットフォームをツールとして活用し、区の政策・施策を側面的に推進する。

**(2) データを活用した産学官連携事業**

来街者・区民の位置情報データ等をもとに区の経済施策等の分析を行うとともに、学術機関と連携した産業振興・シティプロモーション等の研究を行う。

**2 事業の内容****(1) デジタル地域通貨事業**

- ① キャッシュレス決済アプリ・プラットフォームの構築、維持、管理
- ② デジタル地域通貨（ナカペイ）加盟店の募集、登録、管理
- ③ デジタル地域通貨（ナカペイ）会員の募集、登録、管理
- ④ ダウンロードキャンペーンの実施
- ⑤ プレミアムキャンペーンの実施（プレミアム付ナカペイの販売）
- ⑥ デジタル地域通貨（ナカペイ）決済・精算、入出金管理等
- ⑦ 会員・加盟店向け支援（操作・運用サポート等）

**(2) データを活用した産学官連携事業**

- ① 来街者・区民の位置情報データをもとにした中野区の経済施策等の分析、効果検証
- ② 中野区の産業振興・シティプロモーションに資する施策の提案に係る研究

**3 事業の実績****(1) デジタル地域通貨（ナカペイ）加盟店数** （年度末 現在）

| 令和6年度 | 令和7年度 |
|-------|-------|
| 1,277 | 1,430 |

**(2) ナカペイアプリ ダウンロード者数（デジタル地域通貨(ナカペイ)会員）**

| 令和6年度  | 令和7年度  |
|--------|--------|
| 68,247 | 92,708 |

**(3) デジタル地域通貨（ナカペイ）流通総額** （単位：千円）

| 令和6年度     | 令和7年度     |
|-----------|-----------|
| 1,894,114 | 2,125,813 |

**(4) デジタル地域通貨（ナカペイ）決済総額** （単位：千円）

| 令和6年度     | 令和7年度     |
|-----------|-----------|
| 1,536,000 | 1,886,419 |

## 6 文化振興・多文化共生推進課

### 1 課の概要

文化振興・多文化共生推進課は、文化振興・多文化共生推進、文化財、シティプロモーションを所管している。

文化振興・多文化共生推進は、文化・芸術の振興、文化施設の管理運営、生涯学習の機会充実などの取組や多文化共生社会の推進、国際交流協会の支援を行っている。文化財は、文化財の活用、保護に加え、歴史民俗資料館の管理運営を行っている。シティプロモーションは、区民や事業者との協働によるシティプロモーション事業や観光情報の発信、ふるさと納税事業などを行っている。

### 2 関係法規

#### (1) 文化振興・多文化共生推進

文化芸術基本法、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律、社会教育法

日本語教育の推進に関する法律、出入国管理及び難民認定法

中野区子ども・若者文化芸術振興基金条例、中野区もみじ山文化の森施設条例

中野区区民ホール及び芸能小劇場条例

中野区もみじ山文化センターの管理及び運営に関する規則

中野区区民ホール及び芸能小劇場条例施行規則

中野区施設予約システムの運用等に関する規則

中野区国際交流協会に対する補助金の交付に関する規則

中野区子ども育成文化・芸術事業の認定に関する要綱

中野区もみじ山文化センター並びに中野区野方区民ホール及びなかの芸能小劇場の管理運営に関する要綱

中野区伝統工芸振興事業助成金交付要綱

中野区生涯学習情報紙発行要綱、中野区生涯学習広報連絡会議設置要綱

中野区社会教育訪問学級実施要綱、中野区社会教育事業に関する講師謝礼支払基準

#### (2) 文化財

文化財保護法、東京都文化財保護条例、中野区文化財保護条例

中野区文化財保護条例施行規則、中野区文化財保護事業に関する補助金交付要綱

中野区立歴史民俗資料館条例、中野区立歴史民俗資料館条例施行規則

中野区立歴史民俗資料館処務規程、中野区立歴史民俗資料館運営協議会設置要綱

中野区立歴史民俗資料館有料刊行物取扱要綱、中野区立歴史民俗資料館研修室運営要綱

中野区立歴史民俗資料館展示室運営要綱

#### (3) シティプロモーション

中野区フィルムコミッション支援事業実施要綱

中野区シティプロモーションキャラクター写真等使用取扱要綱

中野区行政財産使用料条例

中野区行政財産使用料条例施行規則

中野区集会施設等目的外使用規則

中野区役所庁舎管理規則

中野区施設予約システムの運用等に関する規則

中野区役所庁舎貸出しスペース等の管理及び運営に関する要綱

## (事業の概要)

## 1 事業の目的

- (1) 区民一人ひとりが身近に文化・芸術に親しみ、表現できる環境のなかで、創造性や心のゆとり、楽しみが生まれ、心豊かな暮らしが実現されるよう、区における文化・芸術を振興する。また、学習機会を通じて誰もがいきいきと地域社会で暮らすことができるよう、区内の生涯学習情報を広く発信する。
- (2) 区民が国籍や文化、言語などにとらわれず誰もが安心して暮らすことができ、互いに認め合いながら地域の一員として活躍できるまちが実現されるよう、区における多文化共生の推進や海外友好都市・諸外国との交流を契機とした国際理解の機運を醸成する。

## 2 事業の内容

## (1) 文化事業振興

## ① 文化・芸術の振興

- ア 「中野区文化芸術振興基本方針」を令和5年3月に策定し、区の文化・芸術振興につながる取組の方向性を示している。
- イ 次世代育成に資する文化・芸術の鑑賞・体験機会の充実策として、子どもの豊かな心の形成に資する文化・芸術の鑑賞・体験機会となる事業を「子ども育成文化・芸術事業」として認定し、文化施設の利用料金等の減額などをするとともに、「子ども・若者文化芸術振興基金」を設置し、同基金を活用した事業を展開している。
- ウ 区ホームページ内の「なかのアーティストバンク」において、区の事業に参画した実績のあるプロのアーティストや団体の情報を発信している。

## ② 文化施設の調整

もみじ山文化センター（なかのZERO）、野方区民ホール、なかの芸能小劇場の3施設について、平成18年4月から指定管理者による管理・運営を行うとともに、多くの区民が気軽に文化・芸術活動や学習活動に参加できるよう、環境を整備している。

## ③ 生涯学習情報等の発信

- ア 中野区や関係機関が実施する生涯学習やスポーツイベント情報等を掲載した生涯学習スポーツ情報紙「ないせす」（月刊・令和7年度で廃刊）により情報発信を行っている。また、インターネットサイト「なかの学び場ステーション」（令和7年度で終了）及びもみじ山文化センター（なかのZERO）本館1階において、区内で活動する団体や指導者情報を紹介している。
- イ 地域コミュニティアプリ「ピアッザ」を活用し、文化・芸術、学びなどに関する情報発信を行っている。
- ④ 伝統工芸活動支援  
区内の伝統工芸・技術の保存と魅力発信、文化芸術の振興を図るため、中野区伝統工芸保存会が主催する中野区伝統工芸展を対象とした助成金の交付等の支援を行っている。

## (2) 国際化推進

## ① 多文化共生の推進

- ア 「中野区多文化共生推進基本方針」を令和5年3月に策定し、区が多文化共生推進につながる取組の方向性を示している。
- イ 在住外国人と意思疎通を円滑に行うため、AI多言語通訳システムが搭載された通訳タブレットを運用している（58台配備、三者間通訳サービス13言語、音声機械通訳サービス32言語）。
- ウ 外国人等が円滑な区民生活を送れるように、日本の生活文化や習慣、行政手続き、ごみ処理等の行政ルールをまとめた「外国人のためのなかの生活ガイドブック」を区立施設等において無料で配布している。
- エ 職員の多文化共生への理解度向上や窓口対応、広報誌作成等においてやさしい日本語の活用を促すため、多文化共生研修及びやさしい日本語研修を実施している。
- オ 区内におけるやさしい日本語の普及啓発のため、大学と連携した事業や情報発信を行っている。
- カ 生活等に必要な日本語能力の習得を支援するため、外国人を対象にオンラインによる日本語教室を実施している。
- ② 中野区国際交流協会を通じた語学学習・国際交流事業  
中野区国際交流協会に対し管理運営経費（人件費、事業費等）の一部を助成している。中野区国際交流協会が実施する主な事業：日本語講座、区民交流事業の実施等

③ 友好都市、姉妹都市、諸外国との交流

ア 北京市西城区との交流

イ ソウル特別市陽川区との交流

ウ 台北市中山区との交流

エ ニュージーランド・ウェリントン友好子ども交流（中野区国際交流協会委託事業）

オ ニュージーランド・ウェリントン市との交流

3 事業の実績

(1) 文化事業振興

① 子ども・若者文化芸術振興基金活用事業

クラシック音楽、伝統楽器・民族楽器、ロックミュージック、アニメ・声優、演劇、アート等の鑑賞・体験事業を、区役所1階や区民活動センターで実施した。

実施回数：25回（同日に複数回実施した事業は、実施回数ごとに計上）

延べ参加者数：1,060人

② 子ども育成文化・芸術事業認定制度（区公認制度）における認定（3事業）

ワイプロ・エンタメワークショップステージ vol.2、Co.山田うん 子どもワークショップ、みんなで踊ろう!なかの ZERO!!

③ 社会教育訪問学級受講者数

（単位：人）

| 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-------|-------|-------|
| 6     | 4     | 5     |

④ 文化施設利用実績

（単位：件、人）

| 施設名                     |         | 令和6年度  |         | 令和7年度  |         |
|-------------------------|---------|--------|---------|--------|---------|
|                         |         | 利用件数   | 利用人数    | 利用件数   | 利用人数    |
| もみじ山文化センター<br>(なかのZERO) | 大ホール    | 734    | 446,232 | 443    | 285,338 |
|                         | 小ホール    | 813    | 210,963 | 848    | 225,555 |
|                         | リハーサル室  | 684    | 19,928  | 386    | 17,103  |
|                         | 多目的練習室  | 697    | 10,880  | 387    | 7,904   |
|                         | 展示ギャラリー | 110    | 2,271   | 99     | 2,355   |
|                         | 音楽練習室   | 2,675  | 7,398   | 1,352  | 3,894   |
|                         | 視聴覚ホール  | 573    | 19,682  | 295    | 11,887  |
|                         | 西館学習室   | 5,740  | 109,597 | 5,715  | 108,649 |
|                         | プラネタリウム | 367    | 16,753  | 351    | 14,479  |
|                         | 美術ギャラリー | 405    | 24,521  | 307    | 17,128  |
| 計                       |         | 12,798 | 868,225 | 10,183 | 694,292 |
| 野方区民ホール                 |         | 729    | 61,319  | 774    | 66,487  |
| なかの芸能小劇場                |         | 819    | 50,297  | 711    | 42,011  |
| 合計                      |         | 14,346 | 979,841 | 11,668 | 802,790 |

(2) 国際化推進

① AI多言語通訳システム利用実績

（単位：件）

|       | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-------|-------|-------|-------|
| 機械通訳  | 1,809 | 2,883 | 5,381 |
| 三者間通訳 | 423   | 376   | 419   |

## (事業の概要)

## 1 事業の目的

区の歴史民俗に関わる文化財を大切に保存し、区民に伝える。  
多くの区民に伝統文化や文化財の存在を知ってもらうことで、地域に対する愛着を深める。

## 2 事業の内容

## (1) 文化財関連事業

## ① 埋蔵文化財の保護

区内の埋蔵文化財包蔵地として周知・指定されている地域（約100か所）で、土木・建築工事を行う場合に、発掘調査等を実施している。

## ② 文化財※1の調査研究および保護活動

ア 調査研究結果の報告書刊行

イ 区内文化財の保存活用の検討

ウ 区指定文化財等への補助

エ 都指定文化財等への随伴補助

オ 文化財保護審議会の開催

区内にある文化財の保護及び適正な活用に関する重要事項について調査・審議し、教育委員会に答申又は意見を述べる機関である文化財保護審議会の会議を年数回開催している。

## カ 文化財表示板の設置等

文化財表示板（56か所）及び区内史跡めぐり道標（25か所）の設置、区所有の美術工芸品・文化財（100点）の文化庁文化遺産オンラインへの掲載を行っている。

※1…区内登録文化財・指定文化財は別表のとおり

## (2) 歴史民俗資料館管理運営

歴史民俗資料館は、区の歴史、民俗等に関する資料及び考古資料の収集・展示、各種講座の実施等を通じて、区民の教養の向上及び学術・文化の発展に寄与することを目的として、名誉都民であった故山崎喜作氏・同夫人千枝氏から寄贈された土地に建設し、平成元年10月に開館した。

敷地面積2,902㎡、資料館部分と茶室・書院（天保12年建立）・庭園から成っている。資料館の施設規模は、鉄筋コンクリート造地下1階地上2階建、延床面積2,326㎡、展示室面積504㎡、収蔵庫面積533㎡である。

常設展示室では、武蔵野における中野の風土と人びとのくらしをテーマに中野の歴史をわかりやすく展示している。特別展示室では、所蔵品を季節ごとに展示。企画展示室では、年数回の企画展を実施している。

日常管理及び各種事業について業務委託により運営している。

令和元年9月1日～令和2年3月末、常設展示等の再整備のための一時閉館を経て、令和2年4月にリニューアルオープンした。

## 3 事業の実績

## (1) 文化財関連事業

## ① 埋蔵文化財の保護

項目別調査実績

(単位：件)

|       | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-------|-------|-------|-------|
| 包蔵地照会 | 1,347 | 2,106 | 2,066 |
| 発掘届受理 | 57    | 56    | 65    |
| 立会調査  | 26    | 31    | 27    |
| 試掘調査  | 16    | 32    | 25    |
| 本調査   | 3     | 1     | 1     |

② 文化財の調査研究および保護活動

ア 区内文化財の保存活用の検討

(旧中野刑務所正門移築・修復工事、記録・保存業務の実施、山崎家離れ学術調査の実施)

イ 区指定文化財等への補助(鷺宮囃子)

ウ 都指定文化財等への随伴補助(江古田の獅子舞)

エ 文化財保護審議会の開催(11月・3月)

オ 文化財表示板の設置・更新

(ア)笠森お仙の墓所(中野区上高田1-1-10 正見寺境内)

(イ)慈眼寺の石仏群(中野区中央3-33-3 慈眼寺境内)

(ウ)北江古田遺跡(中野区江古田3-14 江古田の森公園内旧北江古田公園区域)

(2) 歴史民俗資料館管理運営

利用実績

(単位:日、人)

|                    | 令和5年度  | 令和6年度  | 令和7年度  |
|--------------------|--------|--------|--------|
| 開館日数               | 295    | 293    | 294    |
| 入館者数               | 27,149 | 28,610 | 28,981 |
| 小学校社会科学習<br>見学者数※2 | 1,924  | 1,746  | 1,989  |

※2…小学校社会科学習見学者数は入館者数の内数

中野区内登録文化財・指定文化財一覧

令和8年3月31日現在

| 番 号 | 名 称       | 区分        | 所在地            | 管理者     |
|-----|-----------|-----------|----------------|---------|
| 1   | 鷺宮囃子      | 登録無形民俗文化財 | 白 鷺1-31-5      | 鷺宮囃子保存会 |
| 2   | 哲学堂建造物6棟  | 指定有形文化財   | 松が丘1-34 哲学堂公園  | 中 野 区   |
| 3   | 哲学堂建造物4棟  | 指定有形文化財   | 松が丘1-34 哲学堂公園  | 中 野 区   |
| 4   | 清谷寺の十三仏板碑 | 指定有形文化財   | 沼 袋3-21-7      | 清 谷 寺   |
| 5   | 堀江家伝来の朱印状 | 指定有形文化財   | 中 央2-33-3      | 宝 仙 寺   |
| 6   | 醤油屋のしいの木  | 指定記念物     | 江古田4-3-4       | 歴史民俗資料館 |
| 7   | 山荘の碑      | 登録有形文化財   | 大和町4-37-15     | 蓮 華 寺   |
| 8   | 井上円了の墓    | 登録有形文化財   | 江古田1-6-4       | 蓮 華 寺   |
| 9   | 吉良家四代の墓   | 登録有形文化財   | 上高田4-14-1      | 萬昌院功運寺  |
| 10  | 深野家文書     | 指定有形文化財   | 江古田1-20-15     | 深 野 家   |
| 11  | 堀野家文書     | 指定有形文化財   | 江原町2-24-22     | 堀 野 家   |
| 12  | 沼袋氷川神社の絵馬 | 指定有形民俗文化財 | 沼 袋1-31-4      | 沼袋氷川神社  |
| 13  | 多田神社の大絵馬  | 指定有形民俗文化財 | 南 台3-43-1      | 多田神社    |
| 14  | 地 蔵       | 登録有形文化財   | 新 井5-3-5       | 梅 照 院   |
| 15  | 地 蔵       | 登録有形文化財   | 中 央3-33-3      | 慈 眼 寺   |
| 16  | 地 蔵       | 登録有形文化財   | 中 央3-33-3      | 慈 眼 寺   |
| 17  | 地 蔵       | 登録有形文化財   | 本 町2-26-6      | 成 願 寺   |
| 18  | 地 蔵       | 登録有形文化財   | 沼 袋4-1-1       | 実 相 院   |
| 19  | 地 蔵       | 登録有形文化財   | 野 方2-14野方第二公園西 | 矢 島 家   |
| 20  | 地 蔵       | 登録有形文化財   | 沼 袋3-21-7      | 清 谷 寺   |
| 21  | 地 蔵       | 登録有形文化財   | 新 井5-3-5       | 梅 照 院   |
| 22  | 地 蔵       | 登録有形文化財   | 上高田5-21-5      | 東 光 寺   |
| 23  | 地 蔵       | 登録有形文化財   | 上鷺宮1-2         | 篠 家     |
| 24  | 地 蔵       | 登録有形文化財   | 弥生町4-12-1      | 正 蔵 院   |
| 25  | 地 蔵       | 登録有形文化財   | 白 鷺2-48 交通厄除地藏 | 福 蔵 院   |
| 26  | 六 地 蔵     | 登録有形文化財   | 江古田3-9-15      | 東 福 寺   |
| 27  | 六 地 蔵     | 登録有形文化財   | 沼 袋3-21-7      | 清 谷 寺   |
| 28  | 六 地 蔵     | 登録有形文化財   | 弥生町4-12-1      | 正 蔵 院   |
| 29  | 六 地 蔵     | 登録有形文化財   | 沼 袋4-1-1       | 実 相 院   |
| 30  | 庚 申 塔     | 登録有形文化財   | 上高田5-21-5      | 東 光 寺   |
| 31  | 庚 申 塔     | 登録有形文化財   | 新 井5-3-5       | 梅 照 院   |
| 32  | 庚 申 塔     | 登録有形文化財   | 沼 袋2-28-2      | 禅 定 院   |
| 33  | 庚 申 塔     | 登録有形文化財   | 江古田3-9-15      | 東 福 寺   |
| 34  | 庚 申 塔     | 登録有形文化財   | 東中野1-11-1      | 東中野氷川神社 |
| 35  | 庚 申 塔     | 登録有形文化財   | 沼 袋4-1-1       | 実 相 院   |
| 36  | 庚 申 塔     | 登録有形文化財   | 江原町3-12-5江原観音堂 | 東 福 寺   |
| 37  | 庚 申 塔     | 登録有形文化財   | 弥生町4-12-1      | 正 蔵 院   |
| 38  | 庚 申 塔     | 登録有形文化財   | 白 鷺1-31-5      | 福 蔵 院   |
| 39  | 庚 申 塔     | 登録有形文化財   | 沼 袋3-21-7      | 清 谷 寺   |
| 40  | 庚 申 塔     | 登録有形文化財   | 野 方2-14野方第二公園西 | 矢 島 家   |
| 41  | 庚 申 塔     | 登録有形文化財   | 本 町3-12-9      | 福 寿 院   |
| 42  | 庚 申 塔     | 登録有形文化財   | 弥生町4-12-1      | 正 蔵 院   |

| 番 号 | 名 称        | 区分      | 所在地        | 管理者     |
|-----|------------|---------|------------|---------|
| 43  | 庚 申 塔      | 登録有形文化財 | 中 央3-33-3  | 慈 眼 寺   |
| 44  | 庚 申 塔      | 登録有形文化財 | 中 央3-33-3  | 慈 眼 寺   |
| 45  | 庚 申 塔      | 登録有形文化財 | 中 野5-8-1   | 打越北野神社  |
| 46  | 庚 申 塔      | 登録有形文化財 | 大和町2-30-3  | 大和町八幡神社 |
| 47  | 庚 申 塔      | 登録有形文化財 | 中 央3-33-3  | 慈 眼 寺   |
| 48  | 庚 申 塔      | 登録有形文化財 | 沼 袋4-1-1   | 実 相 院   |
| 49  | 庚 申 塔      | 登録有形文化財 | 沼 袋4-1-1   | 実 相 院   |
| 50  | 庚 申 塔      | 登録有形文化財 | 中 野5-8-1   | 打越北野神社  |
| 51  | 庚 申 塔      | 登録有形文化財 | 中 央3-33-3  | 慈 眼 寺   |
| 52  | 庚 申 塔      | 登録有形文化財 | 沼 袋4-33    | 山 崎 家   |
| 53  | 庚 申 塔      | 登録有形文化財 | 沼 袋4-1-1   | 実 相 院   |
| 54  | 庚 申 塔      | 登録有形文化財 | 沼 袋4-1-1   | 実 相 院   |
| 55  | 庚 申 塔      | 登録有形文化財 | 中 央3-33-3  | 慈 眼 寺   |
| 56  | 板 碑        | 登録有形文化財 | 江古田4-3-4   | 歴史民俗資料館 |
| 57  | 板 碑        | 登録有形文化財 | 江古田4-3-4   | 歴史民俗資料館 |
| 58  | 板 碑        | 登録有形文化財 | 江古田4-3-4   | 歴史民俗資料館 |
| 59  | 板 碑        | 登録有形文化財 | 江古田4-3-4   | 歴史民俗資料館 |
| 60  | 板 碑        | 登録有形文化財 | 江古田4-3-4   | 歴史民俗資料館 |
| 61  | 河竹黙阿弥 墓石   | 登録有形文化財 | 上高田1-2-7   | 源 通 寺   |
| 62  | 朱楽菅公 墓石    | 登録有形文化財 | 上高田1-2-3   | 青 原 寺   |
| 63  | 笠森お仙 墓石    | 登録有形文化財 | 上高田1-1-10  | 正 見 寺   |
| 64  | 水野重郎左衛門 墓石 | 登録有形文化財 | 上高田4-14-1  | 萬昌院功運寺  |
| 65  | 歌川豊国 墓石    | 登録有形文化財 | 上高田4-14-1  | 萬昌院功運寺  |
| 66  | 板倉重昌 墓石    | 登録有形文化財 | 上高田4-13-1  | 宝 泉 寺   |
| 67  | 新見正興 墓石    | 登録有形文化財 | 上高田4-10-1  | 願 正 寺   |
| 68  | 本堂再建供養塔    | 登録有形文化財 | 新 井5-3-5   | 梅 照 院   |
| 69  | 成趣園の碑      | 登録有形文化財 | 中 央1-17-3  | 高 歩 院   |
| 70  | 中野公園の記     | 登録有形文化財 | 東中野1-11-1  | 東中野氷川神社 |
| 71  | 本郷道改修記念碑   | 登録有形文化財 | 本 町4-10-3  | 本郷氷川神社  |
| 72  | 鍋屋勘右衛門寄進鳥居 | 登録有形文化財 | 東中野1-11-1  | 東中野氷川神社 |
| 73  | 覚順の敷石記念碑   | 登録有形文化財 | 東中野1-11-1  | 東中野氷川神社 |
| 74  | 弘法大師像      | 指定有形文化財 | 沼 袋2-33-4  | 密 蔵 院   |
| 75  | 川庵宗鼎像      | 指定有形文化財 | 本 町2-26-6  | 成 願 寺   |
| 76  | 親鸞聖人像      | 指定有形文化財 | 上高田1-2-7   | 源 通 寺   |
| 77  | 聖徳太子像      | 指定有形文化財 | 上高田1-2-7   | 源 通 寺   |
| 78  | 浄土七祖像      | 指定有形文化財 | 上高田1-2-7   | 源 通 寺   |
| 79  | 阿弥陀如来立像    | 指定有形文化財 | 沼 袋2-19-28 | 貞 源 寺   |
| 80  | 釈迦如来坐像     | 指定有形文化財 | 本 町2-26-6  | 成 願 寺   |
| 81  | 千手観音菩薩立像   | 指定有形文化財 | 上高田5-18-3  | 光 徳 院   |
| 82  | 十一面観音菩薩立像  | 指定有形文化財 | 白 鷺1-31-5  | 福 蔵 院   |
| 83  | 難陀龍王立像     | 指定有形文化財 | 白 鷺1-31-5  | 福 蔵 院   |
| 84  | 雨宝童子立像     | 指定有形文化財 | 白 鷺1-31-5  | 福 蔵 院   |

| 番 号 | 名 称                     | 区分        | 所在地        | 管理者     |
|-----|-------------------------|-----------|------------|---------|
| 85  | 鳥 居                     | 指定有形文化財   | 白 鷺1-31-10 | 鷺宮八幡神社  |
| 86  | 狛 犬（一对）                 | 指定有形文化財   | 東中野1-11-1  | 東中野氷川神社 |
| 87  | 燈 籠（一对）                 | 指定有形文化財   | 沼 袋1-31-4  | 沼袋氷川神社  |
| 88  | 手 洗 鉢                   | 指定有形文化財   | 東中野1-11-1  | 東中野氷川神社 |
| 89  | 手 洗 鉢                   | 指定有形文化財   | 大和町2-30-3  | 大和町八幡神社 |
| 90  | 如意輪観音講塔                 | 指定有形文化財   | 中 野5-8-1   | 打越北野神社  |
| 91  | 石橋供養塔                   | 指定有形文化財   | 東中野1-11-1  | 東中野氷川神社 |
| 92  | 力 石（5個）                 | 指定有形文化財   | 東中野1-11-1  | 東中野氷川神社 |
| 93  | 力 石（7個）                 | 指定有形文化財   | 沼 袋1-31-4  | 沼袋氷川神社  |
| 94  | 力 石（13個）                | 指定有形文化財   | 白 鷺1-31-10 | 鷺宮八幡神社  |
| 95  | 力 石（12個）                | 指定有形文化財   | 新 井4-14-3  | 新井北野神社  |
| 96  | 力 石（3個）                 | 指定有形文化財   | 江古田3-13-6  | 江古田氷川神社 |
| 97  | 神 楽 殿                   | 指定有形文化財   | 江古田3-13-6  | 江古田氷川神社 |
| 98  | 五 輪 塔                   | 指定有形文化財   | 中 央2-33-3  | 宝 仙 寺   |
| 99  | 縄文土器（勝坂式）               | 指定有形文化財   | 江古田4-3-4   | 歴史民俗資料館 |
| 100 | 縄文土器（加曾利E式）①            | 指定有形文化財   | 江古田4-3-4   | 歴史民俗資料館 |
| 101 | 縄文土器（加曾利E式）②            | 指定有形文化財   | 江古田4-3-4   | 歴史民俗資料館 |
| 102 | 縄文土器（加曾利E式）③            | 指定有形文化財   | 江古田4-3-4   | 歴史民俗資料館 |
| 103 | 縄文土器（加曾利E式）④            | 指定有形文化財   | 江古田4-3-4   | 歴史民俗資料館 |
| 104 | 縄文土器（興津式）               | 指定有形文化財   | 江古田4-3-4   | 歴史民俗資料館 |
| 105 | 弥生土器（高 坏）               | 指定有形文化財   | 江古田4-3-4   | 歴史民俗資料館 |
| 106 | 北江古田遺跡31号土坑出土遺物（曾利式）    | 指定有形文化財   | 江古田4-3-4   | 歴史民俗資料館 |
| 107 | 北江古田遺跡31号土坑出土遺物（加曾利E式）① | 指定有形文化財   | 江古田4-3-4   | 歴史民俗資料館 |
| 108 | 北江古田遺跡31号土坑出土遺物（加曾利E式）② | 指定有形文化財   | 江古田4-3-4   | 歴史民俗資料館 |
| 109 | 北江古田遺跡漆塗り耳飾             | 指定有形文化財   | 江古田4-3-4   | 歴史民俗資料館 |
| 110 | 北江古田遺跡木胎漆器              | 指定有形文化財   | 江古田4-3-4   | 歴史民俗資料館 |
| 111 | 山崎家資料（絵画13点）            | 登録有形文化財   | 江古田4-3-4   | 歴史民俗資料館 |
| 112 | 堀江家資料（絵画7点）             | 登録有形文化財   | 江古田4-3-4   | 歴史民俗資料館 |
| 113 | 萬垢離木太刀                  | 指定有形民俗文化財 | 江古田4-3-4   | 歴史民俗資料館 |
| 114 | 大河原家文書（107点）            | 指定有形文化財   | 江古田4-3-4   | 歴史民俗資料館 |
| 115 | 山崎家旧蔵祐天寺関係資料（3点）        | 指定有形文化財   | 江古田4-3-4   | 歴史民俗資料館 |
| 116 | 小谷津家文書（12点）             | 指定有形文化財   | 江古田4-3-4   | 歴史民俗資料館 |
| 117 | 江古田獅子舞巡行絵巻              | 指定有形文化財   | 江古田4-3-4   | 歴史民俗資料館 |
| 118 | 裁縫ひな形ほか関連資料(33点)        | 指定有形民俗文化財 | 江古田4-3-4   | 歴史民俗資料館 |
| 119 | 山崎家おひなさま一式              | 指定有形文化財   | 江古田4-3-4   | 歴史民俗資料館 |
| 120 | 刊本 そよふく風（9点）            | 登録有形文化財   | 江古田4-3-4   | 歴史民俗資料館 |
| 121 | 旧豊多摩監獄表門                | 指定有形文化財   | 新井3-37     | 中野区     |

【参考】

東京都指定文化財一覧

| 番 号 | 名 称     | 区分           | 所在地        | 管理者       |
|-----|---------|--------------|------------|-----------|
| 1   | 新井白石墓   | 東京都指定旧跡      | 上高田1-2-9   | 高 徳 寺     |
| 2   | 鈴木九郎長者墓 | 東京都指定旧跡      | 本 町2-26-6  | 成 願 寺     |
| 3   | 江古田の獅子舞 | 東京都指定無形民俗文化財 | 江古田1-20-15 | 江古田獅子舞保存会 |

国登録文化財

| 番 号 | 名 称         | 区分       | 所在地     | 管理者    |
|-----|-------------|----------|---------|--------|
| 1   | 旧野方配水塔      | 国登録有形文化財 | 江古田1-3  | 中 野 区  |
| 2   | 中村家住宅洋館     | 国登録有形文化財 | 中野1-58  | 個 人    |
| 3   | 功運寺庫裏・鐘楼・山門 | 国登録有形文化財 | 上高田4-14 | 萬昌院功運寺 |
| 4   | 三岸家住宅アトリエ   | 国登録有形文化財 | 上鷺宮2-2  | 個 人    |

国指定文化財

| 番 号 | 名 称   | 区分    | 所在地     | 管理者   |
|-----|-------|-------|---------|-------|
| 1   | 哲学堂公園 | 国指定名勝 | 松が丘1-34 | 中 野 区 |

**(事業の概要)****1 事業の目的**

中野区のシティプロモーションは、区内事業者・団体、区民のつながりや絆づくりに焦点を当て、情報発信や取組の支援を行うことを基本に、「事業を営み暮らしやすいまち」であることを積極的にアピールすることで、事業者や区民の区への愛着や誇りを醸成する。

**2 事業の内容****(1) シティプロモーション****① 「ナカノミライプロジェクト」ワークショップ**

「中野を元気にする」を共通目標に、区内事業者と中野区の協働により、中野を元気にする企画を立案・実施。令和6年度より中野ショートフィルムフェスティバル「ナカンヌ」を開催・運営している。

**② 中野大好きナカノさんプロジェクト**

球体関節人形の「ナカノさん」を通して、大らかで互いを大切にする中野の日常を、SNSや区民参加イベントなどを通じて内外に発信している。

**③ 中野ミューラルプロジェクト**

遊び心あふれる文化芸術をまち全体に展開するため、区民や区内事業者との協働により、身近に親しむことができる、プロのアーティストによる壁画を制作している。

**④ アニメコンテンツを活用した他自治体等との連携合同事業**

隣接する杉並区・豊島区並びに各区東京商工会議所と連携したアニメ事業を区内アニメ関連事業者との連携により実施している。

**⑤ アニメコンテンツによるプロモーション事業**

地域の経済団体、観光・運輸関係企業、区内大学等と連携し、「アニメでつながる中野実行委員会」を立ち上げ、区内のアニメ関連企業のコンテンツを活用したアニメ事業を実施している。また、同実行委員会事業のほか、区内アニメ関連企業と連携したアニメ事業も展開している。

**(2) 観光****① 区民による観光情報発信**

公募区民による「ナカノ観光レポーター」が、各人の視点で中野の見どころを取材し、区公式ホームページやSNSでそれらの魅力を発信している。

**② メディアによる観光情報発信**

ナカノ観光レポーターによる観光情報のプラットフォームとして、区ホームページの観光サブページ「まるっと中野」を運用している。また、多言語版観光情報冊子「びじっと中野」を発行している。

**③ フィルムコミッション**

中野のまちの知名度・好感度向上に向けた取り組みとして、映画やドラマ等のロケーション撮影の誘致に取り組むフィルムコミッション事業を行っている。

**(3) ふるさと納税**

中野区への寄附の増額を図るとともに、区内事業者や製品・サービスを中野区外にアピールするため、返礼品の新規開発に積極的に努めながら、複数のふるさと納税ポータルサイトを運用し、SNSで情報発信している。

- (4) 庁舎1Fスペースでのシティプロモーション  
庁舎移転を契機に、区民向けスペースとなった1F(ナカノのナカニワ、ナカノバ、ミーティングルーム、シェアノマ、ナカノのソトニワ)で区民に身近な文化・芸術イベントや展示を実施するとともに、区民主体の活動が活性化するように、施設の貸し出しを行っている。
- (5) 中野サンプラザ南側広場暫定活用  
令和7年10月31日から、文化・芸術振興、若者チャレンジ支援及び中野駅周辺のにぎわい創出を目的として、パフォーマンスフィールド事業、占有貸付事業を実施している。

### 3 事業の実績

#### (1) シティプロモーション

##### ① 「ナカノミライプロジェクト」ワークショップ

令和7年8月～令和8年3月に実施。開催数：5回

参加者：延150名（各社・事業所から1～3名推薦）

##### ア テーマ

中野ショートフィルムコンテスト「ナカンヌ」の実施

##### イ 参加企業（アイウエオ順）

関東バス株式会社、株式会社構造計画研究所、株式会社SATO COMPANY(新規)、西武信用金庫、ちょっと株式会社、株式会社東京アスレティッククラブ、学校法人新渡戸文化学園、東日本旅客鉄道株式会社 中野統括センター、株式会社丸井グループ、三井住友信託銀行株式会社中野支店、株式会社矢野経済研究所、株式会社友和（YuwaGroup）

##### ウ 成果物

応募作品合計 112点

##### ② 中野大好きナカノさんプロジェクト

##### ア SNS実績

フォロワー計13,444人 インプレッション計894,245件（令和8年3月31日現在）

（単位：件）

| Instagram     | 令和4年度末時点  | 令和5年度末時点 | 令和6年度末時点 | 令和7年度末時点 |
|---------------|-----------|----------|----------|----------|
| フォロワー数        | 4,414     | 4,946    | 5,277    | 5,500    |
| 投稿数           | 124       | 122      | 83       | 82       |
| インプレッション      | 242,199   | 273,121  | 185,530  | 406,278  |
| 新フォロワー（各年度獲得） | 444       | 532      | 331      | 223      |
| Twitter       | 令和4年度末時点  | 令和5年度末時点 | 令和6年度末時点 | 令和7年度末時点 |
| フォロワー数        | 6,095     | 6,478    | 6,733    | 6,779    |
| 投稿数           | 179       | 164      | 101      | 97       |
| インプレッション      | 1,357,503 | 874,868  | 536,322  | 455,561  |
| 新フォロワー（各年度獲得） | 630       | 383      | 255      | 46       |
| Facebook      | 令和4年度末時点  | 令和5年度末時点 | 令和6年度末時点 | 令和7年度末時点 |
| フォロワー数        | 1,026     | 1,114    | 1,127    | 1,165    |
| 投稿数           | 119       | 122      | 81       | 38       |
| インプレッション      | 40,206    | 52,931   | 22,985   | 32,406   |
| 新フォロワー（各年度獲得） | 129       | 88       | 13       | 38       |

イ 区民参加型事業（ナカナカ会）

「ナカナカ会 ～ラップでつながる中野愛Y0!～」(令和7年12月13日)参加者12名  
クラーク記念国際高等学校パフォーマンスコースでラップと即興芝居を指導する秋山耕太郎先生の協力のもと、中野の魅力をラップで表現するワークショップを実施。完成した音源はYouTubeに公開した。

ウ 商標登録（3件。令和2年10月23日付）

ナカノさんの立体商標、ちびナカノさんの立体商標、「中野大好きナカノさん」タイトルとビジュアル商標

エ イメージ利用

令和5年度：43件、令和6年度：45件、令和7年度：30件

オ ナカノさん人形貸出実績

(単位：件)

|          | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 計   |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| ナカノさん（大） | 28    | 25    | 23    | 41    | 23    | 140 |
| ちびナカノさん  | 16    | 14    | 3     | 15    | 5     | 53  |
| 計        | 44    | 39    | 26    | 56    | 28    | 193 |

※貸出しガイドラインを令和3年8月25日に運用開始

③ アニメコンテンツを活用した他自治体等との連携合同事業

中野・杉並・豊島3区連携アニメ事業 延参加者3,021人

④ アニメコンテンツによるプロモーション事業

中野チルナイトピクニック 延参加者10,500人

デザインマンホールの設置 2基

(2) フィルムコミッション受入実績

(単位：件)

|       |   |
|-------|---|
| 令和5年度 | 2 |
| 令和6年度 | 0 |
| 令和7年度 | 5 |

## (3) ふるさと納税受け入れ実績

(単位：千円)

| 寄付の使途 |                                     | 金額     |         |         |         |
|-------|-------------------------------------|--------|---------|---------|---------|
|       |                                     | 令和4年度  | 令和5年度   | 令和6年度   | 令和7年度   |
| 1     | シティプロモーション事業                        | -      | -       | 6,738   | 26,624  |
| 2     | 「東北復興大祭典なかの」の開催                     | 1,331  | 24,258  | 5,549   | 2,380   |
| 3     | 学校図書の実等                             | 340    | 2,915   | 2,233   | 5,995   |
| 4     | 動物愛護                                | 859    | 3,817   | 3,888   | 7,986   |
| 5     | 「特別区全国連携プロジェクト」に関する事                | 100    | 735     | 366     | -       |
| 6     | 哲学堂及び哲学堂公園の観光拠点としての事業に関する事          | 152    | 1,494   | 1,164   | 1,856   |
| 7     | 教育に関する事                             | 1,357  | 5,517   | 5,789   | 11,479  |
| 8     | 社会福祉や住宅に関する事                        | 396    | 1,609   | 1,172   | 3,289   |
| 9     | まちづくりや道路・公園に関する事                    | 660    | 6,502   | 5,946   | 11,357  |
| 10    | 区民公益活動に関する事                         | 100    | 123     | 210     | 229     |
| 11    | 環境保全に関する事                           | 501    | 1,591   | 1,424   | 5,644   |
| 12    | 平和事業に関する事                           | 0      | 553     | 652     | 2,452   |
| 13    | 子どもの貧困対策に関する事                       | 1,505  | 10,539  | 9,004   | 16,862  |
| 14    | 子ども・若者の文化・芸術に関する事                   | -      | -       | 16,254  | 17,008  |
| 15    | その他区政全般に関する事                        | 1,467  | 4,047   | 47,363  | 76,269  |
| 16    | 新型コロナウイルス感染症対策事業                    | 1,230  | 126     | -       | -       |
| 17    | 【GCF】シティプロモ事業助成                     | 239    | 1,137   | 570     | -       |
| 18    | 中野サンプラザプロジェクトマッピング企画                | -      | 41,689  | -       | -       |
| 19    | 地域経済の活性化に関わる事 ～中野区デジタル地域通貨「ナカペイ」～   | -      | -       | -       | 5,978   |
| 20    | なかの里・まち連携事業に関する事～”地方×都市”の相互支援・交流事業～ | -      | -       | -       | 1,100   |
| 21    | 児童養護施設退所者等支援～親を頼れない若者へ～             | -      | -       | -       | 5,083   |
| 計     |                                     | 10,237 | 106,652 | 108,322 | 201,591 |

## (3) 庁舎1Fスペース区民等貸出し件数

(単位：件)

|       | ミーティングルームA | ミーティングルームB | ナカノバ | ナカノのソトニワ |
|-------|------------|------------|------|----------|
| 令和6年度 | 120        | 152        | 84   | 29       |
| 令和7年度 | 106        | 208        | 103  | 25       |

※令和6年7月1日から

## (4) 中野サンプラザパフォーマンスフィールド利用件数

(単位：件)

|       |    |
|-------|----|
| 令和7年度 | 90 |
|-------|----|

※令和7年10月31日から

編集・発行 中野区 区民部  
〒164-8501 東京都中野区中野四丁目11番19号  
03(3228)5568 (ダイヤルイン)  
令和8(2026)年9月4日  
8 中区区第523号